

# 第 1 0 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

## 会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- 1 会議の日時 平成 16 年 2 月 17 日(火)  
開会 午後 2 時 00 分  
閉会 午後 5 時 25 分
- 2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間
- 3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり
- 4 議題 別紙 2 次第のとおり
- 5 議事 別紙 3 のとおり
- 6 会議録の確定

確定年月日

平成 16 年 3 月 16 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛村純一

## 出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34		1市2町 関係職員	中山礼行	掛川市企画人材課長	
5		川口 功	大東町助役		35			西尾繁昭	掛川市行財政課長	
6		水野幸雄	大須賀町助役		36			大井政夫	掛川市良質地域課長	
7		戸塚正義	掛川市議会議長	x	37			渡辺梅司	大須賀町企画課長	
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38			松浦吉信	掛川市市民課長	
9		山本義雄	掛川市議会議員		39			大石碩也	大東町保健福祉課長	
10		石山信博	掛川市議会議員		40			伊村義孝	掛川市環境保全課長	
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41	石川和夫		大東町農林商工課長		
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42	岩倉立身		掛川市商工観光課長		
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43	富田 実		大須賀町産業課長		
14		水野 薫	大東町議会議員		44	小澤豊久	掛川市農政課長			
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45	八木 修	掛川市都市計画課長			
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46	岡本恵司	大東町建設課長			
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47	田辺 明	掛川市水道部長			
18		上野良治	大須賀町議会議員		48	松下秀二	掛川市下水整備課長			
19		原田新二郎	学識経験者		49	赤堀弘美	大東町都市計画課長			
20		田中鉄男	学識経験者		50	大石武夫	大須賀町都市建設課長			
21		滝沢恵子	学識経験者		51	久野恒夫	大須賀町学校教育課長			
22		戸塚誠夫	学識経験者		52	水口英夫	大須賀町社会教育課長			
23		松本恵次	学識経験者		53	事務局	松井 孝	事務局 局長		
24	水野淳子	学識経験者		54	栗田 博		事務局次長			
25	増田正子	学識経験者		55	高鳥康文		総務係長			
26	蒲原忠雄	学識経験者		56	赤堀賢司		計画係長			
27	中井明男	学識経験者		57	深谷富彦		調整係長			
28	鈴木正彦	学識経験者		58	富田 徹		総務係			
29	菅沼信夫	学識経験者		59	服部和敏		総務係			
30	小櫻義明	学識経験者		60	宮崎裕和		計画係			
				61	新貝和也		計画係			
				62	石野敏也		調整係			
				63	深田康嗣	調整係				

## 第10回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成16年2月17日(火)

午後2時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

[ 報告 ]

報告第9号 新市建設計画策定小委員会報告について

#### (2) 協議事項

[ 協議 ]

協議第24号 その他各種事務事業(その1)の取扱いについて

[ 提案 ]

協議第25号 その他各種事務事業(その2)の取扱いについて

### 4 その他

#### (1) 次回の会議の開催について

日時：平成16年3月16日(火)午後2時

会場：掛川グランドホテル 3階 王冠の間

### 5 閉 会

## 別紙 3

開 会 午後 2 時 0 0 分

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。皆様には、大変お忙しいところご出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第10回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、榛村会長よりごあいさつを申し上げます。榛村会長、お願いします。

榛村純一会長 皆様、こんにちは。

この合併協議会も、回を重ねまして10回目となりました。今までの委員の皆様方のご協力あるいはご推進に対して心より感謝申し上げます。

また、後ろの方の傍聴の方々も、掛川市・大東・大須賀の合併について温かく見守っていただいて、また研究をしていただいて、これまた感謝申し上げます。

それから、そちらの方の担当の部課長さんにも、いろいろ難しい調整事項を熱心に進めていただいて、これまた感謝申し上げます。

今日は、前回の提案予告させていただいたものを協議していただくということになりますが、前回の提案の中で、一番私として合併の中で難しいというか、調整になかなか違いがあると思うことは地域振興事業でありまして、この地域振興事業は、自治区のあり方とか区長さんの機能だとかそういうものについて、かなり都市型と農村型で自治区のあり方、機能、役割、手当、そういうものの考え方がまるっきり違うというか、団体自治と住民自治の違いというのが、渾然一体としているところと、はっきり分かれているところと、かなり違いがあるわけで、これから全国的にも広域合併が進んだときに、従来の小学校区単位の自治区というか、小学校区単位のコミュニティというものをどうするかというようなことが大きな課題になるわけですが、同じ交付金にしても、交付金の考え方が、委託料的交付金と下請機関的交付金という、両方考え方が違いがあるわけで、そういうこともこれからの調整で重要な問題になります。

それから、姉妹都市事業などもあるわけですが、できれば国際交流として姉妹都市は残したいと思うんですが、これまた国内の姉妹都市については、相手方が合併してしまえばなくなってしまうということもありますが、そういう情勢を見ながらいろいろ考えていくと。

掛川市としては、ちょっとほかの町と違って、アメリカに農場と森林を持っているわけで、大東・大須賀の方々もそれを資産として考えていただけるか、いやそれは厄介者だというふうな評価になるか、これは難しい問題であります。ちょうど別荘を持っている家へ嫁に行った方

がいいか、別荘なんか持っているとかえって経費がかかってしょうがないということもあり得るわけですが、そんなことで、1市2町で100人の、姉妹都市の今後のあり方をどうするか、大須賀町もコーニングジャパンとの関係でコーニング市と姉妹都市を提携してますが、そういうものをどう考えるかということも一つ大きな今年の話題になるうかと思えます。

本日、1件の事前提案があるわけで、それは23項目のうち、その1とその2に分けて、前回提案したものがその1、今回提案するものがその2と、こういうことになりまして、今日の大きな協議事項、議題になります。

そして、1件の報告がございますが、これは小櫻委員長先生を中心として小委員会です。いろいろ新しい新市建設の都市計画を、ビジョンをつくっていただくということで、小委員会、小櫻委員長さんの報告を聞いていただいて、それでまた方向性やビジョンをより高めていきたいと、このように考えております。

今日の話題の一つになると思えますが、過日、大倉町長さんと一緒に東京女子医科大学にも伺いまして、理事長さん、学長さんにお目にかかって、1市2町が合併して新しい市になるので、東京女子医科大学の持っている医療に関する見識、学識を指導してもらいたいと、協力してもらいたいというようなことをお願いしてまいりました。

そういうこともありまして、皆様のご協力のおかげでいろいろだんだんと詰まってきたわけですが、しかし、反面またなかなか難しい問題も出てきているというわけでありまして。

全国情勢も、にわかに話が固まってうまくいきそうだとするところ、話を協議すればするほどなかなか難しいところとあるようで、3,218あった市町村は、どうも1,000にしたいと言ってたけど1,000にはならないと、1,800どまりじゃないかと、いやちょっと期間を延長すれば1,500にはいくと、いろいろなことが言われております。

こちらは、あらかじめそういう協議会ができます前に枠組みについてはさんざん議論してしまって、ある程度分かれてしまった形でスタートしましたので、そういう枠組みが再度また議論されるということはないという状態でありまして。

できれば、皆様のご協力で6月協議会で調印をさせていただいたらありがたいというふうに思うわけですが、これからの議論次第でそれも可能であろうと思っております。どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

栗田事務局次長     ありがとうございました。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催につきましてであります。本日、1名の委員の方より欠席の連絡をいただいて

おり、本日28名の委員の出席をいただいております、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議録の作成の関係がございますので、発言につきましては、お名前を言っていた上でお願いしたいと思います。

それでは、榛村会長、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長　それでは、規約の定めるところに基づきまして暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、これより本日の議事に入ります。

協議事項の報告につきましては、1件ございます。

先ほどごあいさつで申し上げましたとおり、報告第9号 新市建設計画策定小委員会報告について、ご説明申し上げます。

小委員会の小櫻委員長さん、お願い申し上げます。

小櫻義明委員長　それでは、新市建設計画小委員会の報告をさせていただきたいと思います。

この資料の2ページをご覧くださいと思います。

これまで新市建設計画策定小委員会、12回会議を行ってまいりました。

前半部分は、都市ビジョンということで、非常に夢を語るものであったわけですが、後半部分、具体的な新市建設計画の内容に入りますと、夢だけでは事足りないと、夢をいかに具体化させていくか、形にするかという、そういう現実の問題について議論を行ってきたわけですが、厳しい経済状況、財政状況、そういう現実の中で当初語られていたビジョンというものが、具体的な形になるに従いまして、やや色あせてきているかなという思いも持ちながら議論も重ねてきたわけですが、さらに具体的な事業、プロジェクト等々になりますと、新市においてどれくらい拘束力という形で持たせていくのか、あるいは非常に予測不可能なところで、どういう表現でプロジェクト、事業というものを記載、記述をしていくかという等々で、いろいろ苦勞を重ねた議論を行っているわけがあります。

既に前半部分の都市ビジョン、現状につきましては、昨年12月15日の第8回合併協議会において中間報告を行っておりますので、それ以降の小委員会における議論、そこにおけるこの素案の変更点に絞ってご報告させていただきたいと思います。

主な変更点としましては、大きく分けて6点ございます。

まず、第1点であります。この別紙の新市建設計画（素案）をあけていただきたいと思います。

9ページを見ていただきたいと思いますけれども、これは全体として新市建設の基本方針のところではありますが、その1、2に続きまして、3としまして、土地利用の方向性というものをここで追加させていただいています。

これは、新市の建設計画において、土地利用の全体の方向というものも示した方がよいのではなかろうかという形でつけ加えたものであります。

新市の地域的な特性というものを踏まえた上で、南北交通基幹道路整備や、あるいは地域の幹線道路の整備に努め、東西交通網との良好なアクセスを確保する。さらに、土地利用においては、道路網整備による新市のネットワーク化、一体化を進めるとともに、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮しつつ、都市的整備及び農業基盤整備を積極的に進める。なお、これらの方針を実現するため、新市においても国土利用計画等を策定し、適正な土地利用の確保を図るといふ土地利用の方向性についてつけ加えさせていただきました。

大きな2番目の変更点が、次の11ページのところの重点プロジェクトであります。前回報告をさせていただいたときには、この重点プロジェクトが4つありました。

その中で、この交流広場については、この重点プロジェクトから除外するという措置をとらせていただきました。これは、前回の協議会においても質問、ご意見をいただいたことでもあります。事業の効果あるいは財政状況等々を踏まえて、重点プロジェクトとしてこの交流広場というものを置くということが適切であるのかどうかという、そういう点でまだまだ検討の余地があるのではなかろうかということで、事業費としては20億強を予定していたわけがありますけれども、それを10億程度に減額して、主要事業の中に、そちらの方には置きますが、重点プロジェクトからは除外するという形で変更させていただきました。

3番目の変更点は、14ページからの新市の施策に関してであります。この点につきましては、18ページのところに、「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」と、教育・文化にかかわる項目であります。この中に、写真とガラスの博物館の整備というものが事業の中に載っていたわけですが、これにつきましても、財政状況及び投資効果等々を踏まえまして、主要事業という形で記載するにはまだまだ条件が熟していないのではないかということで、これも除外させていただきました。

さらに、26ページのところに行政改革の項、すなわち「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」と、この点であります。このところの効率的な行



政組織の実現という中に、「アウトソーシングの推進に努める」あるいは「定員適正化計画を速やかに策定し、行政組織のスリム化推進に資する」という、そういう文章を入れさせていただきました。

さらに、 番目の戦略的な都市経営と健全な財政運営のところ、「人件費をはじめとする行政経常経費の削減を図り」という文章を入れさせていただきました。

さらに、27ページの主要な事業の中の行政効率化に向けた新たな制度等の導入のところにつきましても、「行政評価システムの構築」、さらに「事業のアウトソーシング化についても計画的に進める」という、こういう項目を追加させていただきました。

実は、これは前回あるいは前々回の小委員会の中で最も大きな課題でありました人件費、合併に伴う行財政改革、それについての住民の要望というのは極めて強いところから、人件費の削減というものにどれだけ努力するかどうかという、その点にかなり議論が集中しまして、現状の事務事業あるいは制度というものを前提にしたままであれば、なかなか思い切った人件費の削減というものが難しいんじゃないかということで、それをやるためにも、いわば民間委託、アウトソーシングというものを大胆に進めていく、あるいは定員を削減するために適正化計画というものをつくっていくという、さらに人件費を初めとする経常経費というものの削減を図ると、こういう文言というのが、ややこの7のところ欠けていたのではないかという形で、それを記入させていただいたわけであります。

続きまして、大きな変更点の4番目としまして、変更点というより追加ですけれども、新市における静岡県事業の推進という形で、これは県との調整の中で、具体的にこういう形での記載という形に落ちついたわけでありますが、大きく分けまして、静岡県に要望する事業、それから静岡県が実施を予定する事業という形に、2つに分けてそれぞれ書かれています。

静岡県に要望する事業は、要望するだけですから自由に書き込めるわけですけれども、それでは検討の段階において、この計画の中で何を重点に、何に焦点を当ててやるのかということが不明確になりますので、こういう形に絞り込んで、特に南北軸、この重点プロジェクトの第1番目の重要なプロジェクトでありますこの南北における道路整備、そういうことにつきまして、こういう形で、地区名、路線名というものを具体的に記載するという形で書かせていただいています。

さらに、静岡県が実施を予定する事業においても同様に、地区名、路線名等を記入した形で、こういう形で記載をしております。

続きまして、大きな変更点の5番目が、30ページのところに関わる公共施設の適正配置と整

備に関してであります。

この点につきましては、ここに書かれていますとおり、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政に与える影響を十分に考慮した上で再編整備していくと。

学校、幼稚園、保育所等々につきましては、既に1市2町においても現実に進行中でありませんが、そういうことも含めまして、今後のあり方を検討する。

さらに、支所につきましても、この合併協議会において既に設置というものが確認されておりますので、それについてもこういう形で記載をしております。

最後が、8番目の財政計画であります。

これは、これまで明確な形では出されなかったものでありますが、この点につきまして、財政計画は健全な財政運営を行うことを基本にし、合併による歳出の削減効果、住民負担の調整、高齢化に伴う扶助費等の拡大、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映させ、新市の普通会計の歳入・歳出の項目ごとに作成したということであります。

前提条件ということと、それからそれに基づく具体的な、いわば今後10年間、17年度から26年度までの、これは新市の建設計画の策定期間中と同じ期間の財政計画であります。その点について、こういう形で推計をしております。

まず、歳入における地方税であります。この地方税のところを見ていただいたらわかりますように、17年度から26年度まで、若干少しずつ、徐々に増加をするものになっております。これは、新市の建設計画において、人口増というものを推計しておりますので、それに伴う住民税の増加ということがここに反映されているわけであります。

ただ、その他の地方税につきましては、直近の税額で横ばいにするという、そういう形の推計になっております。

さらに、大きな項目としまして、地方交付税に関してであります。これにつきましては、地方税が増加するに伴いまして、この交付税というものは減額されていくわけですが、その点も含めた上で、なおかつ地方交付税は期間中、徐々に増加するという、そういう計画になっております。17年度から18、19年は若干下がりますが、26年度に増えるという形になっております。

これにつきましては、合併特例債の事業、さらに公共下水道、農業集落排水の地方債償還が地方交付税によって措置されますので、それによる増加がこの中に盛り込まれております。

ただ、この地方交付税については、今日の厳しい財政状況のもとで、国の方としてこの地方

交付税というものを増額するということは難しいだろうという形で、この地方交付税が増加するということは、この中の予定には含まれておりません。

さらに、今後、いわゆる補助金、さらに地方税財源、税財源の移譲を含めまして、三位一体の改革として、この地方交付税も大胆な改革というものが予想されますが、これについても、全く現在のところでは予測困難でありますので、最新の制度のもとでの推計という具合になっております。

さらに、歳入面における地方債のところを見ていただきたいんですけども、これにつきましては、17年から19年度に一挙に地方債が増えていくわけでありましたが、その後、少しずつ減少という方向に向かっております。

これは、合併特例債による事業というものがここに反映されているわけでありまして、特に合併に伴う事業というものが、この計画期間の序盤段階に実施されることから、こういう推計ということになっております。

続きまして、歳出面であります。人件費につきましては、これは少しずつ削減をしていくということになっておりますが、前提条件のところにも書かれておりますように、一般職の職員数の減少、さらに特別職の職員、議会議員数、さらに各種委員というものの減少というものがこの中に含まれております。

一般職員の減少につきましては、大体この新市と類似する市との比較において、最大限努力して90名という形の、これは人員にしますと減ということが、この歳出の人件費の減少のところに織り込まれているわけでありまして。

しかしながら、これはまた後で申し上げますが、この小委員会の中の意見としましては、さらに踏み込んだ人件費の削減、人員削減というものに努力してほしいということで、これはまた附帯意見として、さらなる努力というものを追加するということになっております。

さらに、歳出面における公債費についてであります。これにつきましても、合併特例債の関係で、この期間内にこの公債費というものが増加していくという推計になっております。

ただ、これは10年後、すなわちこの合併特例債の償還を終了した後は、この公債費は減少に向かうということが当然予測されるわけでありまして。

さらに、その下にあります繰出金につきまして、これもかなりの増額になっておりますが、これも公共下水道の整備に関する償還金の増加あるいは高齢化に伴いまして老人保健、さらに介護保険等々における繰出金が増加するということが予測されておりますので、こういう推計になっております。

そして最後に、この普通建設事業につきましては、17年度から19年度にわたって増え、その後は減少になっておりますが、これも合併に伴うさまざまな事業というものが、この計画の初期の段階において実施される、そのことによって増加しておりますが、その後は減少という形になりますので、こういう形になっております。

全体としまして、高齢化、さらに公共下水道整備等々の財政負担というものが予想されるわけですが、合併に伴う特例債を活用した基盤整備事業、さまざまに、さらに一体化、活性化の新規事業によってはぜひとも必要でありますので、そういうものもそこに組み込んだ計画になっております。

その上で、なおかつこの一般の普通建設事業費につきましても、費用、効果等々を勘案しながら実施していくということで、全体として健全な財政運営は、この期間中可能であろうということになっております。

最後に、先ほど申し上げました、この小委員会としまして、新市建設計画、この財政計画等々の中身には具体的には盛り込めないものの一般職員の削減ということについては、附帯意見としまして、一般職員の10年間の削減数については、県内類似市の状況に基づく63人の削減に加え、27人は行政努力により削減して、合計90人の一般職員を削減するものとして財政計画は立てられているが、新市が行財政改革を進めるに当たって、さらに行政努力を重ね、2割増しの108人を目標として、一般職員の削減に努めるよう要請するという、そういう附帯意見を小委員会としてつけるということで、ここに提案をさせていただきます。

以上であります。

榛村純一会長　小櫻委員長さん初め小委員会の皆様には大変ご苦労さまでした。

長期間にわたり練り上げていただきまして、一段と充実したと思っておりますが、本日、ご了解をいただきましたならば、県に対しまして事前協議をいたします。

それでは、今の説明に対しまして、何かご意見とかご質問がございましたらどうぞ。

鈴木委員。

鈴木治弘委員　大東町の鈴木治弘です。

どなたも発言をされないようでございますので、つまらぬことをお聞きしたいと、こんなふうに思います。

新しいまちづくりにおけるアンケートの中で、新しい市には、やっぱり福祉を充実したまちづくりを望んでいる声が一番多かったと、そういうふうに記憶しておりますが、重点プロジェクトで、当初は福祉何とかセンターというような名前であったような記憶をしておりますが、

ここへ来まして総合健康センターの整備というような形になりまして、目的はやはり地域福祉の向上を図るといいうたわれておりますけれども、受け取る方といたしましては、福祉をということで掲げられておりますと、福祉に対して新しい市は一生懸命やってくれるかなというふうな受け取り方をするわけでございますが、なぜ総合健康センターというお名前に変更されたか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと、こんなふうに思います。

榛村純一会長　　小櫻委員長。

小櫻義明委員長　　特に意図したわけではございませんで、これはあくまでも仮称ということになっております。

ただ、このセンターの目的としまして、このプロジェクトの名称にありますように、医療費の削減というのも大きな目的で、そのためにはやっぱり健康でなくてはいけないと。そういう意味でも、予防医学というものに重点を置き、さらに病気にならないという、そういう意味では、医療と保健と福祉というものを一体化させて、そういうセンターにしていこうと。だから、そういう意味では、福祉ということだけでありますと、障害者、高齢者等々のそういうところも絡むものですから、そういう意味では、総合健康センターという名称が目的としては適当なのかなと。

ただ、これは市民の皆さん方の御意見も踏まえて、正式な名称の中に福祉ということを何らかの形で組み入れたような名称に考えてもよろしいのではないかと、私は個人的には思っているんですけれども、特に他意はありませんので、別に福祉を削るというわけではありません。

榛村純一会長　　原田委員。

原田新二郎委員　　今、小櫻先生の言われた趣旨について、私は大賛成でございます。それはどうということかという、今の中央の政治のやり方、こういうものをずっと見ていますと、一つの例を挙げると、医療費が不足するというと、すぐ医療費を値上げする、2年くらい前の10月ですか、今度は厚生年金が不足する、また厚生年金を上げる。不足すれば、ただつじつまを合わせるような数字だけで、根本な解決というものは一切今の政府にはないと思います。

したがって、小櫻先生が言ったように、健康なまち、いわゆる医者に行かない体を、こういうことの方が医療費を上げる前にもっと大切なことじゃないかと、こういうふうに思いますので、先生がおっしゃった健康なまちをつくるということは非常に大切なことだと思いますので、賛成いたします。

榛村純一会長　　ありがとうございました。

ほかにございませんか。

樽松委員。

樽松友則委員 掛川の樽松ですけど、総合センターをつくると、こういうことですけれども、それは大変結構なことです、そして掛川市には市立病院がある、それともう一つは、大東に女子医大があるわけでございますけれども、それをもっともっと活用する方法でこの総合福祉センターを充実させてもらいたい、こういうふうに思うわけです。

ただ、こっちで思っても、向こうの相手の医大の方ではどういうふうに思っているのか、全面的に協力するのか、その点、先ほども市長が言われたとおり、その医大へ大倉町長さんと市長さんが行かれて、その話の内容をもう少し、どのように協力をしてくれるかお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

榛村純一会長 今のご質問ですが、私が大倉町長さんのお供をして、大倉さんの方は、もともと大東町でお付き合いが深いので、私がお供する形で伺ったわけです。

対応していただいた方は、吉岡彌生先生の正当なお孫さんに当たる現在の理事長さんですね。それと、東京女子医科大学の学長さん。政経分離になってますから学と経営と分離になっていて、理事長さんの吉岡さんと、学の高倉学長さんと、それからそれを取りつなぐ専務理事の方と、三者の方に対応していただきました。

それで、申し込みましたことは3点ありまして、一つは、東京女子医科大学があるので、新しい掛川市のビジョンは健康福祉関係のセンターであるから、それに東京女子医科大学として持てる技術、人材、情報、すべてをご協力して立派なものになるようお願いしたいと、これが第1点。

それから2点目は、東京女子医科大学には約1,000人のドクターがいらっしゃるわけでありますので、市立病院をもっと立派にしていきたいので、医局として何人か、今、特に小児科とか産婦人科とか循環器等で不足気味ですから、医師の派遣や、いろいろそういうようなことについて、今、掛川市立病院の医局は名古屋大学を中心として、名古屋市立大学と浜松医大と3つになっておりますけれども、それにまた有力な東京女子医科大学も医局の一つに加わっていただくような方向でご検討願いたいと、これが2点目です。

それで3点目は、新しい施設としての健康福祉センターは、予防医学的な、人間ドック的なものになるし、現在の市立病院は、あと5年後には立て替えになると、そういうような方向でありますので、その建て替えについていろいろご指導願いたい。それからまた、東京女子医科大学として何か施設投資をなさるならば、それを新市のビジョンに役立つあるいは夢を与える

ようなものとしてご協力願えたらありがたいということを申し上げました。

それに対して、こちらの申し上げたことは具体的に、特にいつまでにこういうことをやってくれとか、こういう人材をくれとか、こういうお金をくれとか、そういう具体性は持っておりませんでしたので、それに対して、方向としてはわかったと、できるだけ協力しましょうと、こういうような話でありました。

ただ、私がちょっと耳にとめたのは、今現在、東京女子医科大学で予防医学研究所と、予防医学関係のそういうものをつくらうとしていると。それについて、またおたくの方の健康福祉センターの構想と、もしかしたらマッチングできるかもしれないというような、そういう、これはまだ具体的な提案、向こうのお返事としてではなくて、その予防医学研究所というのは許認可団体が経済産業省だそうです。私はもう、医学のことだから厚生労働省だとばかり思っていましたら、厚生労働省は治療医学、治す方の医学で、予防の医学、健康づくりという方は経済産業省だったので、日本の国はえらい、ちょうど学校教育が文部省で、塾は経済産業省になってるんですね、そういうことと同じなんだなということを、改めて縦割り行政というのは恐ろしいものだと思いますが、そういうことで、ちょっと希望が持てる話だなというのが耳に残りました。

ですから、具体性については、今以上はなかなか、この次またこういう新市のビジョンが固まってきて、皆様のご要望も出てきて、じゃあこういうことはどうだろう、ああいうことはどうだろうと具体的にお願ひしたり意見打診すると、こういう段階で、またいろいろはっきりしてくると思いますので、今の段階ではその程度で、この次どういう行動にするかは来年度になりまして、新年度になって、お互いに1市2町で相談して、もう少しまとまった形でお願ひするということが、機会が来れば、あるいはこちらの計画が熟すれば、そういうことにしたいと、こう思っております。

大倉重信副会長　大東の大倉でございますけれども、今、市長さんがおっしゃったとおりでございますまして、たまたま大東町の議会議員が研修ということで東京女子医大にご訪問しましたものですから、私も同行したときに、市長さんと大学の方でお会いしまして、私も前々から市長さんからそういうお話も聞いておりましたものですから、そんな要請をしたところでございませぬけれども、医大側のそのときのお話としては、産婦人科、小児科の先生というのは、全国的に非常に不足をしているといいますが、どこでもそういう要請があるというようなお話でございまして、特に私どもが行ったときに、東京女子医大は直接千葉県銚子の方から非常にそういう要請があるというようなお話でございまして、理事長先生も若干我々の言うことにつきまし

ても耳を傾けていただきました。

具体的なことになりますと、これからのことになろうかと思えますけれども、我々もやはり1市2町の中でこれから一つの固まりになっていく中で、大東町といたしましても、非常に大きな率の中で掛川市立病院にそれぞれやっかいになっておりますものですから、我々も自分のことというのはそういう考えの中で対応していきたいなというふうに思っておりますけれども、委員の皆さん方にもそんなことで今後ともご協力いただきたいなど。

今日申し上げることは、この程度にさせていただきます。

榛村純一会長　よろしゅうございますか。

では、ほかにございますか。

はい、水野委員。

水野　薫委員　大東の水野ですけれども、今回の合併でいろんな方と話しをすると、当然これからの役所の人員というのは少なくなるんでしょうねというのは、大体10人と話しをすれば、七、八人がそんなような話題になりますけれども、確かに1市2町がまとまって、それで同じような人数というのは、やっぱり合併の意味からいっても削減していく方向が当然だろうと思いますし、私もその方向でいくべきだと思っておりますけれども、しかし、年々、住民に対する行政需要というのは非常に増えています。

そうすると、人員削減には、かなり行政システムのあり方を変えていかないと、ひょっとしたら住民に対する行政サービスの低下につながる危険性もあるんじゃないかなと、そんな思いがするところですが、やっぱりこういう合併を機に、当然これは小さい政府あるいは小さい行政、安上がりな行政というのは、当然我々がこれから求めないといけないことですが、それによって行政サービスが、特に人によるサービスというのは非常にありがたいものでありますし、特に高齢化の時代になってくると、非常にそういう人のサービスというのは大切なものだとは私も認識しておりますけれども、やっぱり削減をしていくには、よっぽどこれを機会に行政システムのあり方を考えないと、一種のもろ刃の剣みたいになる危険性もあるかなと思いますが、その辺、先生どようにお考えでしょうか。

榛村純一会長　小櫻委員長。

小櫻義明委員長　行政サービスを低下させないということは大前提でありまして、そのもとで、なおかつ人員の削減というものをどう両立させていくかと。まさにおっしゃられたとおり、行政システムというものを大幅に変えないことには難しいだろうと。そのときに、やはり直接行政がやるようなこと、すなわちそのままの事業の民営化、民間委託というものを進めていっ



て、いわば民間あるいは住民相互のお互いの助け合い、互助・共助という、そういう仕組みの中でやはりやらないと、この両立というのは非常に難しいんじゃないかなという具合に思っています。

そういう意味で、この行財政のところそういうアウトソーシング、民間委託というのを記入したのも、まさにおっしゃるとおりに、そのシステムの変革、転換ということを具体的に入れたかったので、そういう形で変更させていただきます。

榛村純一会長　よろしいですか。

菅沼委員。

菅沼信夫委員　行政センターの菅沼です。

非常にコンパクトで見やすい形に、しかも特に今触れられた26ページの行政組織の実現あるいはこれからの健全な財政運営等のところで充実していただいたなという感じがいたします。この辺は、ぜひこれからも引き続き議論を重ねて行っていただきたいと思います。

1点、財政計画なんですけれども、31ページに、この数字をはじく上での前提条件が言葉で示されておりますけれども、これはこれで結構だと思います。

ぜひ、この数字は、新しい市になって総合計画をつくり、また事業を執行する上で、毎年毎年その新しい議会での審議がされ、数字が当然動いてくるものでありますので、ぜひこの試算をする前提といえますか、算定条件、もととなった数字をぜひしっかり残しておいていただきたい。後で数字が動いたときに、その無駄な議論が起らないように、ここがこういうことで動いたということが後のフォローアップの中でわかるように、ぜひ試算の算定となっている条件といえますか、もとになる数字をしっかり資料として残しておいていただきたいと思います。

以上です。

榛村純一会長　何か、委員長さん、ありますか。

では、ほかにありますか。

特にございませんようでしたら。松本委員。

松本恵次委員　松本です。

これからの合併を機会に、ぜひ行政というのはサービス業であると、これはたしか榛村会長さんが、以前に行政は最大のサービス業だというようなことを言われたような気がするんですけども、ぜひこれからの行政の考え方を、サービス業であるというふうな考え方をぜひこれからはしていただきたい。

実は、先般、図書館の視察で、大東町は図書館がないものですから、積立金もして、一日も

早く新市の中で大東町にも図書館の実現をぜひお願いしたいなというふうに思うわけですが、そういう関係で、実は刈谷市の方の図書館に視察に行っていました。

そのときに、その館長さんは当然市役所の職員であるわけですが、館長さんがまず言われた話の中で私がちょっとびっくりしたのは、お客さんという言葉が使われました。図書館を利用される方はお客さんであるというような考え方を持ってらっしゃるということだと思いますけれども、やはりできるだけ大勢の人に利用してもらうためには、利用される方はお客さんであると、そういうふうに考えてらっしゃるということで、サービスの徹底をしてらっしゃる、とてもすばらしい図書館だったわけです。

ぜひ、この市も、市役所を訪れる人、また市民はお客さんであると。お客さんが満足しないようなサービスではサービス業はつぶれてしまうと、またお客さんが来ないようなサービス業は当然つぶれてしまうわけですから、そういう意味では、ぜひ今後の市の行政というのはサービス業であると。確かに、人員を削減しろ、サービスはよくしろと、これはなかなか矛盾した話で、無理な話だと思いますけれども、最大限の努力をしていただいて、市民はお客さんであるというような、そういう考えでぜひ行政サービスをしていていただきたいなと、そんなふうに新市の計画を皆さんとともに計画している中で、そういう視察をする中で強く感じました。

市民のためにやってやるとか、そういうふうに思っただけの方は今どきいないだろうとは思いますが、市民はお客さんであるというような、そういう考え方で、ぜひ新市の行政を推進していただきたいなと、こんなふうに思います。

榛村純一会長　　今のご意見は、行政は最大のサービス産業であるということを使った元祖は、出雲市長の岩國さんという人が最初に言ったんですね。

今、うちの図書館でも、できるだけ司書の人たちに「ご利用いただきましてありがとうございます」ということを必ず言いなさいということを書いて、大体それが言えるようになったんですね。

そういうことですが、先ほどの水野委員のご質問、リストラしろと、合理化しろ、効率化しろという路線と、サービスを手厚く、行き届いたようにやれというのは矛盾したことが非常にあります。ですから、それは難しいんですが、その矛盾をどう解決するかということで、主に言われていることは4つあるんですね。

その4つは何かというと、どうしても行政には無理、無駄、むらがあると。そのうち、行政マンはどうしても一番忙しいときに合わせて定員をつくっちゃうんですね。そうすると、暇なときがえらい余っちゃうと。だから、一番暇なときに合わせて定員をつくれと、こう言ってる

んですけど、これがなかなか難しい。無理、無駄、むらを省くということが第一です。

そのための手段としてあるのは、民間委託を頼むということですね。それから、暇なときは少ない定員でやって、忙しいときは民間委託あるいはボランティア、アルバイト、NPOと、そういう形で分散していくということだと思っただけですね。

それがあって、さらにシステムの変更というのが一番大事で、戦後50年やってきた行政システムで、一々やってみると、やらなくてもいい仕事をいっぱいやってるんですね、それは書類の手続きだけでも。だから、例えば農業委員の選挙をやるにしても、毎年正月に農業委員選挙人名簿というのをくり変えてはいるんですね、毎年毎年。ああいうことはやらなくてもいいと私は思うんですが、そういうことで、省力化というか、いろいろな仕事を簡素にするということを、戦後50年、本当に追加追加で来ましたから、それをやらなきゃいけない。

もう一つは1人1人の能力向上ですね。能力向上とは何だということ、カバーする範囲を広くする。農林課長が今まで3人いたわけですけど、これが1市2町になれば農林課長1人でいいわけですね。けども、やっぱりそれだけではカバーし切れないから、サブを0.5人くっつけると。だから今まで3人でやってたのを1.5人でやるというようなことにしなきゃいけないわけで、それはカバーする能力の範囲を広げるということですよ。それが能力開発。

私は、そういうやり方で、新しい新市は100人は削減ということはできるのではないかと、うふうに思っていますが、両町長さんの方からご意見ありますか。

大倉重信副会長     アウトソーシングという言葉が先ほど出てまいりましたけれども、これは考えてみると、私どもの町でも10年くらい前ですか、保育園の民営化というようなことを議論したこともございますけれども、その当時、今の助役が担当課長でしたが、川口君が中心になって進めてきた経過がございます。

なかなかこれが、口で言うことはやすく、実行するのが難しいということで、すべてがこれに関わるものが守りに入っちゃうということで、なかなか行政のアウトソーシングというのは難しかったなというような経験がございますけれども、今は、これは我々行政よりも民間の方々がそういうことを思う時代に入っているかなという感じがいたします。

ということになりますと、これから、今までできなかったことを、そういう方向に持っていく必要があるかなと、そんな考えがありますので、ちょっと今のと外れるかもしれませんが、一言ご意見として申し上げます。

榛村純一会長     ほかに何かございますか。

原田委員。

原田新二郎委員 掛川の原田です。

今、この人減らしのことで委員長からもいろいろ話がありましたけれども、民間の人減らしという場合には、どういう考え方でやるかということ、これは私たち小さな企業だけでなく、大企業のそういう例も私はよく知っております。

さらに先日、10日に東京へ行きましたところ、ある会社の管理職の教育をちょうど今から40分間やると、よかったら原田さん、遊びながら出席しなさいよということで、私、その教育にも出席して、ずっと何も意見も言わない、ただ聞くだけでございました。

そのときの資料、これは明後日、商工会議所でも職員とのミーティングがありますので、その資料の一部をもらってきまして、コピーをしまして商工会議所の職員にもそういうことをよくミーティングの席上で言いたいと。

それはどういうことかといいますと、民間企業の場合には、人を減らすとか経費を減らすとか、こういう場合、できない理由を探すなど、この一言なんです。だから、できない理由を挙げてますと、なかなかこういうことはできないんです。それで、やらずにいけば、今度は出費の縮減というものができなくなると。

ですから、こういうことはぜひ首長さんには勇断をもって、ひとつ対処をお願いしたいと。非常に冷たいことを言うようですが、現実はそのようでございます。

さらに、もう一つの例を、行き届いたサービスということは、つい先週ですが、これは私が体験したことです。たった一言で、市役所の一女性の態度ががらっと変わりました。私、福祉へ用事があって行きました。ただ、そのときの女性の対応が余りにもそっけない対応のために、「悪いね、また明日来ますよ。でも、あんた、福祉の人はみんな困ってる人が来るような人が多いんだから、もう少し対応気をつけた方がいいですね」と言って、私は黙って帰りました。それで、その明日、また行きました。今度は、その女の子の対応ががらっと変わりました。

ですから、私は、対応がいいとかサービスが行き届くというのは、ただ、その行政マンだけでなく、それに行く市民も率直な注意をしてあげると、こういうことが非常に必要じゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

以上です。

榛村純一会長 はい、ありがとうございます。

松本さん。

松本恵次委員 松本です。たびたび発言してすみません。

もう一つ、これからこの行政もそうだし、新市の市民になる私たちもそうだと思うんですけど

れども、これは小委員会でも言わせていただいたんですが、またこの中にもうたわれてますけれども、ボランティアの育成、これを本当に真剣に考えていく必要があるなと思います。

それは、行政コストを下げるという意味でも、これから特に、今もそうですし、これからもそうだと思いますけれども、退職してもなかなか再就職が簡単にできるような時代ではなくなってきました。退職して、ぶらぶらしてて、早くぼけちゃうか、寝込んでしまって、今度は医療費のお世話になるというような、そういう状態になっていくと思うんですね。

ですから、私は、新市と市民もそうですけれども、行政もこういう、退職をされた後、割合のんびりしている、そういう方に、ぜひボランティアの勧め、市の行政の中でのいろいろな事業で、こういうところは、じゃあボランティアの方にやってもらえるようなところがあれば積極的にお願いして行って、11万の市民であれば、何かのときにちょっとお願いしたいと募集したときに、五、六人や七、八人は手を挙げてくる人があるんじゃないかな、そんなような考え方で、ぜひこういう部分は、市民のボランティアでできそうだといいところは、積極的にそういう人たちを募集して、また、そういう人たちに退職後の生きがいなり張り合いを提供していくということも、逆に言うと、ボランティアの人たちに助けていただくという部分と、そういう人たちに逆に生きがいを提供していくと、こういう考え方も非常に大事だと思うんですね。

いつまでもぼけずに、寝込まずに元気でいてもらうために、ボランティアの活動も一つの張り合いにさせていただくと。そういう意味で、こっちよし、そっちよしで、お前よし、わしよしでいいんじゃないかななんて単純に考えるわけですが、ぜひそういう考えを持っていただきたいと同時に、我々新市の市民もそういう意識を持たなきゃいけないと思いますので、そういう啓発活動もぜひやっていただきたいと思います。

新しい市は、新しい市民がつくっていくんだという意識を盛り上げて行っていただきたいなと、私自身もそんなふうに頑張っていきたいと思いますけれども、ぜひいろんな分野でそういう考えでやって行って、少しでも行政コストを下げていく、それから、いつまでも元気で、達者で長生きしていただく必要があるんじゃないかなと思います。

榛村純一会長　ボランティアは、今おっしゃったような目的、意味があるわけですけど、日本の国で一番ボランティア活動が盛んで、ボランティア都市と言っているのは、宮崎県宮崎市なんですね。宮崎市に大きい図書館がありますけど、その図書館の専任職員はごくわずかで、あとは全部ボランティアでやってるんですよ。よくこんなにボランティアが徹底できたと思いますけど、またそれも参考にさせていただきたいと思います。

それから、ボランティアというのは、消防団もアメリカではファイアボランティアと、こう

言うんですね。だから、ファイアボランティアというように、消防団は最大のボランティアだと。あるいは自治区の区長さんなんかも、ある意味ではボランティアなんですね。道普請をみんなで作るというのも、これまた最近のNHKの言葉では、掛川の生コン配ったりするのをスローな公共事業という言葉にしちゃったんですけど、スローな公共事業というのはけが役なんですね。そういうようなことが行き渡っていけば、何でも市でやれ、何でも市でやれということ職員が減らせないわけですよ。だから、ボランティアの多目的性を活用する、これからのまちづくりでは一番大事なことだというふうに思います。

じゃあ、ほかにございませんか。

はい、河井委員。

河井 清委員 大須賀の河井でございます。

先ほど、小櫻先生からの説明によりますと、交流広場というものは、これは一時棚上げと、こういう形でいきたいという発言がございました。

私は、この委員会のメンバーではありながら、合併特例債が最終的にどの辺に落ちつくのかということがちょっとつかめていないんですが、その辺を、もしここらだよというものがありましたら、ひとつお話をいただきたいな、こんなふうに思います。

榛村純一会長 事務局長。

松井事務局長 ただいまのご質問の中で、合併特例債の事業、どのくらいの規模になるのかというご質問だと思いますが、そちらにつきましては、この新市建設計画（素案）の一番最後のところに財政計画の歳入歳出の一覧表がございます。

歳入で申しますと、下から4行目に地方債というところがございますが、そのうち合併特例債を充当する金額がそこにはめてございます。この中では、10年間で109億7,500万という合併特例債を充当するというところでございます。

それで、歳出の方で、下から3行目のところに普通建設事業費のうち合併特例債事業というのが内訳で書いてございます。これにつきまして、計を見ていただきますと、10年間で115億5,100万円と。そういった規模になるということでご理解いただきたいと思います。

小櫻義明委員長 それから、交流広場は、重点プロジェクトからは外れましたが、主要事業の中には組み込まれています。

それと、事業費として、重点プロジェクトのときは20億だったんですけども、10億という形で削減されましたけれども、10億の事業で入ってます。

榛村純一会長 半井委員。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

私がお聞きしたいのは、この新市建設計画ということ、大体こらで出そろっていたかなという中で、最終的にちょっと会長にお聞きしたいと思いますが、重点プロジェクトの中でも、やっぱり一番初め上げられております南北道路とか、大東町、大須賀町との円滑な移動を実現するということで、やはりこういった自主バスというんですか、市営バスみたいなものですが、そういうものの運行をした方がよいというようなことが小委員会から答申されております。

そういったものの中で、道路等にしても、今非常にちまたでうわさされている特例債が使えないとか、いろいろなことも言われている中で、答申されてきた小委員会のこういったものについて、いつごろまでに結論が出てくるのか。今、はっきり言って、これは絵にかいた餅にならないようにしていただきたいというふうに私は非常に強く痛感するんですが、そういう中で、会長さんが4月か5月ごろまでには大体こら辺のことがはっきりしてきますよというものがあったら教えていただきたいんですが。

やはり何でもいろんな検討している中に、合併後に検討してこういうふうにしますということが非常に多いわけで、この委員会の中で、我々委員としてやっている、この委員会が終わってから、後で新市になってから検討する。そうすると、我々はただここにいて、こういうことでいいですねというだけで賛成して、それでいいのかなというものがちょっとありますので、会長からひとつ、こういうふうな答申されてきたものについては、どこら辺まで事務局が具体化していくのか。

我々としてみれば、はっきり南北道路ができるのかできないのかとかいうものに非常に関心が町民にはありますので、ぜひともそこら辺のことをお答え願いたいと思います。

以上です。

榛村純一会長 道路問題を、30分かかるところを15分に短縮する抜本的な道路改修をやりたいというのは、合併の一番の目的であるし、また、それが一つの支えであるわけですから、それについては一生懸命やらなきゃいかんわけですが、できれば国費も入れたいと、県費も入って、主要地方道を県道としてやりたいという気持ちがありますね。

そうすると、県の計画があると。その県の計画では、もう一次改良は済んでるから、これは後ですよなんていうことで、県の計画体系と違った方向でないと実施できない。そのときでも、できれば国費と県費が入る事業でやりたいと。それが駄目だというんなら、それでは特例債でやってしまうということになるわけですが、そうすると、県道ですから、県の承認事業になると。

承認事業になった後、それを知事は一時格下げして、そのまま掛川・大東・大須賀の中の道路だから、県道というのは市町村の違うところをまたがるのが県道だから、一つの市になるんだからそれでいいじゃないかと最初はおっしゃってたんですけど、最近では、それをやると県の交付税ががた減りになっちゃうということもあるとか、いろいろなことがあって、それも駄目だというか、ちょっとやり方としてはどうかというようなことで、手続上の問題、計画上の問題ではっきり言えない点があるわけですが、しかし、それでは何のための合併かと不安になるとか、いつかわからないということがありますので、鋭意、具体的に、いつ、どこを、どうという事業費、どういう事業でやるかということをしてできるだけ早く確定しなきゃいけないということで、鋭意作業しております。

栗田事務局長 新市建設計画における重点プロジェクトの1のところ、資料でいいますと11ページになるわけですがけれども、その事業費のところは101億ということで、計上しております。

この事業費についても、先ほど小櫻委員長さんの方からご説明していただきました財政計画の中には、盛り込んであるわけです。

この101億というものは、どういったものが入っているかといいますと、掛川から大東を結ぶ道路、それから掛川から同じく大須賀町を結ぶ幹線道路のうちの5カ所の部分がこれに計上されております。

ですので、事業的には、財政計画には盛り込んでいるということになるわけですが、ただ、事業実施の方法については、先ほど会長の方からありましたとおり、補助事業で対応するのか、あるいは2月3日に静岡県の方から発表がありました、平成16年度から合併支援のための道路整備事業を、5年間で250億の事業を創設するというような発表がございました。これは、静岡県の3月議会の状況を待たないと、はっきりしたことは言えませんが、あるいは静岡県の方で、この制度について今作成しているという状況があります。それは、3月に説明会を開いてということがございますので、そういった合併支援の採択あるいは国の方の補助金、そういったものを考えながら、今、どういった方法があるかということで、事業の採択方法等を検討しております。

ただ、重点プロジェクトについては、財政計画には盛り込んであるということですので、あとは実施の方法について、これから詰めていくというような状況であります。

当然南北基幹道路については県道でございますので、県の方では、現段階では、協議会の方から要望している路線については、合併後10年間で事業を確実にできると、静岡県の方でやっ



てくれるというような回答は、今の段階ではいただいておりますので、引き続き要望していきます。

以上です。

榛村純一会長　よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、議論が出尽くしたと思いますが、あとちょっと、首長会議の報告を2件させていただきます。

この会の前に首長会議をやりまして、先ほどの総合健康センターについてですが、この保健・医療・福祉・介護とあらゆる分野について、新市のビジョンで既設の施設のネットワークをちゃんとやることと、それに出入りしている団体・組織の活性化と、それも加えたものでなきゃいかんじゃないかと。ただ施設をつくりますというんじゃなくて、既存施設とのネットワーク化、システム化と、それからそれに出入りする組織・団体の活性化と、これをビジョンに入りたいという話が出ました。これが1つ。

それから、もう一つは、2億円でいろいろな公共施設の文化施設、体育施設の情報ネットワークをつくると、こういうことで、今、掛川の場合でいうと、地域学習センターにボタン一つ押すと、全市で何をやってるかがわかるようになっているわけですけど、それを大東、大須賀にも入れるという形で終わってたんですけど、それはそれで大事なことですが、1市2町にある体育施設、文化施設、その他いろいろな施設のネットワークを充実するだけでなく、その施設の高度利用のためにどうしたらいいか。今までは何かやっても100人しか集まらなかったけど、1市2町になったら、必ず150人、200人集まるようになったというような、そういう施設の高度利用策と、それからそれに関係したいろいろな食生活改善協議会とか、その他各種の団体が100幾つあるわけですけど、その100幾つが活性化するようなシステムネットワークにすると、それが市民活動支援ということであると。

その2つを強調したいということがありましたので、また小櫻委員長さんのこれからのまとめと、それから皆様方もこれから調整事項の中でそういうことを頭において、そして先ほど半井委員や河井委員からお話のあった、そういうことをすべて解決する基本が道路問題だと、あるいは南北交通だということですので、それで3点セットになるということで、交流の広場はそれからちょっと外れ、一般事業に入ったというふうにご理解いただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思いますが、一応小櫻委員長の報告を了承していただいたという

ことによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

では次に、協議第24号 その他各種事務事業(その1)の取扱いについてをご協議願います。

協議第24号につきましては、13項目の事業の調整方針を示してございますので、企画総務部門と生活環境部門と健康福祉部門の3つに分けてご意見をお伺いしたいと思います。

最初に1から4の事業の取扱いについて、次に5から8の事業について、最後に9から13の取扱いについて、協議をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

では、そういう順序で、ちょっとお忘れになっちゃっている方も多いかもかもしれませんが、とりあえず13項目のうち、1から4について、何かご質問やご意見ございますか。

はい、水野委員。

水野 薫委員 大東の水野ですけれども、最初の姉妹都市あるいは国際交流事業に関すること  
でございますけれども、先ほど会長からも問題提起なされましたけれども、大体同じような意見  
でありますけれども、特にこの国際姉妹都市と、それから国内姉妹都市、これは別個に分けて  
じゃなくて、前段の方を外して、国際姉妹都市あるいは国内姉妹都市については、これまでの  
経緯、実情を踏まえ、合併時まで調整するというような考え方の方がよしいんじゃないか  
なと思うんですけれどもね。

私もかつてオレゴン州にいた経緯もありますし、アメリカの中では非常にすばらしい、非常  
に森の多い州ですけれども、それで、今掛川さんがやってこられる姉妹都市のは大変すばらし  
い事業だと思いますけれども、若干ちょっと気になるのは、そこに農場を持った、いわゆる施  
設を持って今後も続けるということは、ある面では非常にコストのかかることじゃないかなと  
思います。

それで、じゃあそれを持って、将来資産価値と、あの国のあの土地とか何かの資産という  
のは、ほとんどゼロに等しいようなものでありまして、ですから、今回のこの合併とか何かを  
きっかけに、きちっとそういうのを整理して、本当に人と人との交流というのをこれから目指  
した方がいいんじゃないかなと、私個人的にはそんなふうに思います。

もちろん、今までの掛川さんのやった経緯に大変敬意を表しますけれども、やっぱりこれをき  
っかけに、国際姉妹都市の関係も、アメリカのみならず、アメリカがあったら、もう1カ所ぐ  
らいは違った国との姉妹都市なんかも考えるようにしたらいかがですかと、そんなふうに感  
じるわけであります。

それと、特に国際間は、国と国で一応契約みたいな調印をしますから、非常に一方的なことは難しいとは思いますが、これは国内の姉妹都市についてもやっぱりその経緯がありまして、調印をしてこういう活動をしているわけですから、国際、国内を問わず、やっぱり経緯と実情をじっくり踏まえて、そして今後続けるとか何かというように考えた方がよろしいではないかなと、そんなふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

榛村純一会長　　ごもっともなことですが、私が答えるというもので、どうかな。この調整方針ではまずいですか。

水野 薫委員　　国際姉妹都市あるいは国内姉妹都市も同じような目線で、やっぱりこの機会に、継続するにしても、一回ちょっと精査して進んだ方がよろしいじゃないかと、そんなふうに考えるものですから、この調整方針等の文言等も、国際姉妹都市だけは新市に引き継ぎ云々じゃなくて、両方踏まえて、当然継続されて結構でございますけれども、そういうふうに、一度これを機会にやっぱり見直すものは見直すとか、あるいは整理するのは整理すると、手順が必要じゃないかなと、そんなふうに思いますけど。

榛村純一会長　　事務局長。

松井事務局長　　ただいまのご質問でございますが、国際姉妹都市は、新市にそのまま引き継ぐというのが調整方針でございますが、今までのいろんな都市提携の実態を見てみますと、相手の姉妹都市を見つけて調印に至るまでには、結構な時間と労力を有しているわけですね。そしてまた、新市においても、これからはグローバルな時代ということで、将来の子供たちにも、早くから国際的な感覚を身につけるため、交流等もぜひ積極的に行う必要があるということから、国際姉妹都市につきましては、すぐにまたゼロに戻して新たに提携をし直すというのは非常に大変なことではなかろうかということで、国際姉妹都市については、引き続いてやったらどうかということでございます。

それからあと、国内の姉妹都市につきましては、これはそれぞれのいろんな経緯があるわけですが、大体におきましては、それぞれの市町村の規模とか、まちづくりの方向性、そういったものがある程度同調したところで姉妹都市がされているということでございまして、中には相手の姉妹都市も合併に向けて町や市がなくなってしまうということもこの対象の中にはあるわけでございますので、国内の姉妹都市につきましては、一度、うちも新しい新掛川市になるということでございますので、ゼロベースに戻して、もう一遍その辺は調整し直した方がいいんじゃないかという調整案でございます。

これにつきましては、あくまでも事務局としてのたたき台でございますので、皆様のご意

見の中で一番最良の方針を確認していただければありがたいというふうに思っています。

榛村純一会長 よろしいですか。

水野 薫委員 私、申し上げたのは、ゼロベースにして、改めて再構築せよと、そういうふうに聞いたつもりはなくて、当然今までの姉妹提携を組むまでの過程とか、大変大苦勞なさってやってきたのはよくわかりますし、ですから、それをすぐゼロにしようという意味ではなくて、これを機会に、あり方を少し再検討して引き継いだらいかがですかと私が申し上げたんで、ちょっと自分の言葉足らずだったかもしれませんが、それは国内の姉妹都市も同じような経緯だと思うんですよ。

ですから、丸ごと引き継ぎますという理論じゃなくて、これを機会に、もっとレベルアップした国際姉妹都市提携をするとか、何かそんなような考え方が必要じゃないかと、そういう意味の質問であります。

榛村純一会長 ちょっと掛川の事情を申し上げますと、掛川がオレゴン州に72ヘクタールの農場を持っているわけですね。72ヘクタールというのは、向こうの農家の1戸分なんですよ。それは、掛川市が持っていると云えることは云えるんですが、一応第三セクターが持っていることになっているので、第三セクターの意向もあって、今度合併するについては、どうも農場を売っちゃったらどうだという話もあるんですが、それは第三セクターでやってます。

それから、もう一つの森林とロッジの方は、これは掛川市の所有です。

簿価にすると、森林とロッジの方は1億4,000円、それから72ヘクタールの農場の方は1億円と、大体そういう簿価です。

それを新市に引き継ぐか、別荘だけは切り離してしまえというふうになるか、それは皆さんのご意向であるし、また新しい市長、新しい市議会の考えることにするか、その形の前にもう整理しちゃうかというのはこれからの問題ですので、そこで町長さんにはお願いしてありますけど、掛川の市民と一緒に、約100人視察団を派遣して、それを見ていただこうと、判断していただこうと、こういうことになっています。

市として国際交流基金があるものですから、それを取り崩させていただいて、10万円補助して視察団で行っていただくと、100人。それは、大東で何人、大須賀で何人とか、それぞれチームを組みますから、旅は道連れで、1市2町が別々じゃなくて、混成部隊で行けたらと、こう思っています。

それから、今後の姉妹都市のビジョンとしては、例えば大東町には松本亀次郎先生という偉大な日中のかけ橋の先生がいらっしゃいますから、中国との関係を何かもう少し掘り下げた方

がいいと思うんですね。

今、掛川では、内モンゴルの砂漠に緑化をやってまして、掛川の森というのを、本当に砂漠の一点みみたいなもんですけど、掛川の森というのをつくってるんですよ。そういうビジョンは、新しい都市の人たち、若い子供たちにもビジョンになると思うので、そういう総合して、中国の影響をこれから、いいにつけ悪いにつけ受けますから、大東町の松本亀次郎先生の遺産は大事に伸ばす必要があるのではないかと。

ですから、これから大東・大須賀・掛川のそういう今までやってきたものと、これからのものと含めて、国際交流、地球環境、そういうことについて、一つの合併ビジョンに見識あるビジョンを出すというのは、一つの特色になるかと思いますね。

大須賀町のコーニングジャパンも、これまた液晶だとか、いろいろレンズでは世界的な会社ですから、これもある意味では新都市の大きな発展型のビジョンに結びつけるのではないかと思いますので、今水野委員のおっしゃったことを大事に考えて、新しい政策になるようにしたいと思います。

それは、小櫻先生もよろしいですね。

水野 薫委員 大変よくわかりますし、これからはやっぱり1市2町の新市だけでなく、本当にグローバルに、いろんな角度から我が地域を見なきゃいかん、当然これからの青少年というのは、国境なき時代に入ってきますから、当然こういう事業は必要だと思いますし、また姉妹提携事業も必要だと思いますけれども、ただ、この調整事項の中で、国際姉妹都市だけは新市に引き継ぎ、国内についてはと、この文言をちょっと変えられないものかなと。国際、国内問わず、十分にこれは交流活動が必要だと思いますし、ですからこういう文言よりも、ちょっとこれ前半が要らないんじゃないかなと思って質問したわけですけども、いかがですか。

松井事務局長 書いてあるここの意味はごらんとおりで、前半と後半、確かに違っておりますので、この提案の仕方としては、今は国際姉妹都市はそのまま引き継ぐんだよというのを前提で記載されておりますので、その辺は国内姉妹都市と同じような形で、合併時まで一回調整するんだということで皆さんの合意が得られれば、それでよろしいかと思います。

榛村純一会長 それでは、今、水野委員からのご発言によりまして、国内も国際もない、それは一つのものとして取り扱って、その都度調整していくということで、そのように文言を直して取り組みたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

榛村純一会長 では、そのようにさせていただきます。

では、ほかにございますか。

はい、増田委員。

増田正子委員　大須賀町の増田でございます。

2番目の男女共同参画事業についてでございますが、ここに調整方針として(1)、(2)それぞれうたっております。このとおりであるべきだと思います。

参画の計画につきましては、掛川市さん、それから大東町さん、私どもの大須賀町にもそれぞれもう既に制定されておりますので、この内容を踏まえて、新市において速やかに策定するという事で問題はないと思います。

それから、条例でございますけれども、掛川市さん、男女がともにつくる安心とゆとりの掛川条例、それから私ども大須賀町でも、大須賀町男女共同参画推進条例ができておまして、この調整方針の中には、男女共同参画条例については、新市において制定するだけうたっております。これは、大東町さんにはないわけなので、こういう表現だったのかもしれませんが、とにかく掛川市さん、大須賀町ともに、この条例をつくるについては、相当それぞれ策定のメンバーが大変苦労してできた内容になっているはずでございます。

すべて、これ男女共同参画基本法に基づいた理念が基本理念として織り込まれているわけですので、この既設のこの条例を、本当に十分中をよく理解していただいて、すべてこれを取り入れるような形ですばらしいものに、新しい市の条例として制定していただきたいと思いますので、意見として申し添えます。よろしく願いいたします。

榛村純一会長　ご要望ですね。

条例は、この合併が対等合併になっておりますので、すべての条例は一回なくなっちゃうんですね。それで、新しい市長と新しい議会において新しい条例を採択すると。そのときに1市2町の前の条例をどれだけ生かすとか、ちょっと修正するだけですぐまた移行するとか、それは新市長と新議会の使命になるんですね。

もし編入合併であった場合には、編入する方の側が、編入される側の持っている条例に従うというか、その条例に入っちゃうわけですね。

ですから、この場合は、対等になってますから、全部の条例が一回廃止扱いになっていくわけです。ですから、その中ですぐれているものを新しい市長と新しい市議会が、増田委員のおっしゃるようなことを酌んで採用すると、こういうことですね。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、時間の関係もありますので、次の5から8の事業についてお願いしたいと思います。

5から8とは、地域振興事業、交通関係事業、窓口業務、消防防災関係事業であります。調整事項について、ご意見ございましたらどうぞ。

はい、増田委員。

増田正子委員　続けてで申しわけありません。

5番目の地域振興事業についてですが、これは私ども自治連合会組織、一番大いに関係しているところがございます、うちの町でも、自治連合会の会合とか、いろいろ皆さんの意見も耳に入ってまいります。

この自治会の組織でございますけれども、事務局の方からちょっと聞いた話ですと、大須賀町の場合、今、自治会が12地区あるわけですけれども、これがもう少し縮小されるのではないかなというようなこともちょっと聞いております。それはそれで仕方のないことだと思うんですが、その場合に、大須賀町の場合には、皆様ご存じなんです、横須賀地区の4月のお祭りという特別なものがありまして、それに関わる区分けというのが大変重要な位置も占めております。その辺のところなどもお含みいただいて、地区の編成というか、そういうことも考えていただきたいと思います。

それから、地域振興事業についてでございますけれども、1市2町の場合、それぞれ、冒頭に会長さんのお話にもありましたけれども、掛川市さんの場合、それから大東町さん、大須賀のような、地域的にちょっと自治会活動も違う部分があると思うんです。特に、私の町では、本当に地域密着型といいますか、自ら考え、自ら実行するというような、そういうことを一つのモットーにしまして大須賀町の自治会活動もずっと進めてまいりました。

新しく合併したことによって、そういう培われた地域の住民感情というものが無くなってしまふというのは大変寂しいことになります。そういうことを続けてこられたというのも、やはり今まで行政から自治振興費とか、活動についての多額な助成金、交付金をいただいておりました。そういうものが急に变化して、その地域活動が鈍るというようなことは、むしろ合併したことによってマイナスになるとも考えられますので、ぜひそういうことのないように、地域振興費の問題なども、十分いろいろ、大東町なり大須賀なりの実情をお踏まえになった上で、これからも計画していただけたらありがたいなと思います。

ぜひ、この点について、私の意見も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

榛村純一会長　はい、ほかにございますか。

水野委員。

水野 薫委員 今日協議事項の中で、一番これが気になっているところでありましてけれども、新しい市ができて、そしていろいろ職員なんかも段々減らしていかないかん、そして身軽なあるいは小さな行政をつくらないかんと、そういう理論は非常にいいんですけども、今後の行政のあり方として、先ほど松本委員からもボランティアみたいな活動、そして特にこの自治会の問題が非常に大きなウエイトを僕は占めるんじゃないかなと思います。

それで、地域審議会というのができることになって、それとはもっと違って、僕はこっちの方が非常に、この自治会組織をどういうふうに充実させるかが、今後のやっぱり新しい市になったときの住民の考え方を一番反映されやすい組織かなと、そんなふうに思ってます。

この資料を見ますと、例えば非常に世帯数の少ないところと、それから800ぐらいのところと非常に差があるんですけども、非常に難しいとは思うんですけども、これ、ある面で適正な世帯というのはあると思うんですけど、大東が200から500ぐらいだから、大東の規模がいいとは僕は言いませんけれども、大体300ないし400世帯くらいが、自分の経験ではいい数かなと、そんなふうに思ってますけども、この辺はどうなさるんですか。若干整理をするようになさるんですか、現行どおりにいくのか。

それで、今うちの方で次年度の自治会の役員を選考の時期で、選挙等もやっていますけれども、来年のこの時期には、次のそういう自治会の役員さん等を決めなきゃいかん時期になりますものですから、ですから、できればこれを機会に、何か同じような、共通な同じ自治会組織ができればいいなと僕は思ってますけど、その辺いかがでしょうか。

榛村純一会長 これ、なかなか、冒頭のごあいさつで申し上げたように非常に難しい問題で、団体自治としての我々1市2町の首長、議会の責任でどう考えるかという問題と、現にできている自治連合会とか自治区の区長さんたちの集まりがあるんですね、そういう人たちは、どうしてくれとか、こうしてくれとかいうご意見があるはずですから、その自治区や自治連合会の方々の意向と、それからこちら側の、当局側のいろいろな行政のをお願いしたり、末端組織あるいは委任組織としての行政代行機能を自治区にしょってもらっている面があるわけですね。そのときに、そのことを事務委託と考えるか、いわゆる下請と考えるかで大分違うんですね、考え方が。

それから、自治区というのは、交付金を手当としてもらったら、団体自治としての市長の家来になっちゃうわけです。自治区は家来になっちゃいけないという学問的な問題があるわけで、だからその辺で、大東町が今まで地域社会を非常にうまく経営してきたというのは、上から下



まで全部共同体的な経営になっているわけですね。それは一つの美風だと思うんですが、反面、ある意味では市民組織がたくさん出てきたらそういうのはもたないはずなんですけど、つまり公害問題だとか、その他いろいろな複雑な別の問題が出てくると、団体自治と住民自治は対立するはずなんです。それがなくていければ、それは非常に幸せなことです。

自治区をコミュニティ活動として考えると、コミュニティには、2つのコミュニティがあって、ローカルコミュニティとテーマコミュニティとあると。

ローカルコミュニティというのは、千浜なら千浜だけの問題で、冠婚葬祭を中心に動いていると。

テーマコミュニティというのは、国際交流はどう考えるかといえば、掛川の多くの人でも千浜の人でも国際交流というテーマでつき合うと。

そういうテーマコミュニティのつき合いをうんと増やしていくのが新しい市のビジョンであるはずで、そのときにローカルコミュニティ、従来からあるコミュニティを、どの規模にして、どういう機能を持ってもらって、どういう扱いにするか。増田委員がおっしゃったように、それは美風である、それから冠婚葬祭の一つの抜き差しならない大事な組織であるという観点になると、これは掛川のような団地ばかりのところに対する考え方とまるきり変わっちゃうんですね。

だから、それは規模の問題、権能の問題、それから市町村、自治体との関係の問題ということで、3つか4つ、大きな問題が横たわっていますので、これからどういうふうに調整するかというのは、私だけでは申し上げられないので、よく相談していきたいと思いますが、小櫻先生、いかがでしょうね。

小櫻義明委員 非常に難しい問題だと思うんですけども、今、市長が言われたように、やはり自治組織としての単位という問題、だから行政と自治会、その中においては、自治会はなるべく自立性、自主性というのを持つべきだろうと。

ただ、その自治会で行う事業というのは地域によってかなり違うだろうと。だから、その意味では、自治会という組織のあり方と、それぞれの自治会で行う事業のあり方というのを分けて考えるべきだろうと。

そうすると、いわば自治会という組織において、新市において一体性、共通性というものをつくって、ただそれぞれの自治会において、官と民の役割分担という、だから、この地域のこの事業においては、行政が直接やるよりは、その自治会に委託してやってもらった方がいいだろうと、そういうことをそれぞれの自治組織の実態に応じて、行政との関係において違いとい

うものを認めていけば、共通性と多様性というものが両立できるんじゃないかなというように  
思ってるんですけど。

榛村純一会長 県の鈴木委員はどうですか。

鈴木正彦委員 これを拝見したときに、大東町さんの場合には、区の役員報酬、これは恐らく  
市町村の非常勤の職員のような形になっているのかな、その辺がちょっとよくわからないんで  
すが、それと掛川市さんと大須賀町さん拝見したときには、どうもその役員の方々の扱いが非  
常に違って、それをどういうふう調整されていくのかというのが、何か非常にやっかいな問  
題だなというような感じがしております。

これは、恐らく会長さんも冒頭申し上げたのは、こういうことを含めてそういうご発言をさ  
れたのかなというふうに認識しております。

いずれにしろ、掛川市さん、大東町さん、大須賀町さんの、その自治会の位置づけ、そうい  
うものをどういうふうにしていくのか、まずそここのところを押さえていただく必要があるのか  
など。非常に、それがまたやっかいな問題かなというふうに思います。

山本義雄委員 掛川市の山本です。

まさにそういうことがこの1市2町、海と山の連合体という中での過疎と過密というような  
ことで、大変だなというふうに感じております。

私も出身が一番北の方ですので、例えば、一番奥の自治区の原泉と、昔の村ですが、そこが  
3,000ヘクタール、大須賀町と一緒に面積があるわけですが、5つの部落で約250戸、人口で60  
0人かそこらじゃないかなと思いますが、その広大なところを、その衆の自治区でいろいろ、  
環境とか自然、水質から何から守ってやっていただいている。

それからまた、原田というところの奥の方では、最小だと思いますが、8戸ぐらいでも区長  
さんが出てきて、遠方なので、その衆はそれで守ってないかんというか、そんな事情もあつた  
り、では、その衆はまとめてやって、区はなく、そうやって下の衆と一緒にやればいいとい  
うようなマニュアルですが、今までの地域を守ってきたというような流れもありますし、いろ  
いろ役目もあるというようなことで、その辺を、地域地域の事情もありますので、私も地域に  
帰って、自治区は皆一つにしようやとか、3つか4つの地域をこのようにやるような形で区長  
さん方も相談していただかなしょうがないかなというふうに思いますが、そのとき、やはりち  
ゃんと山も守る、そして環境から水もいいやつが海まで出ていくというような中で、今度の新  
しい市の方針というか、策定もできているのではないかなというふうに思いますので、その辺  
本当に、今後自治会へも相談して、その人たちにも合意の中でこういうふうやっていかない

かんと思いますので、本当に恵まれた地域のコミュニティーとか、あるいは管理がしやすい自治区については問題ないなと思うところですが、特に掛川の過疎を見据えたような、山間地の自治区のあり方とか、そこらが一番課題ではないかなというように感じているところがございますので、またその辺も考慮に入れてご検討お願いしたいなと思います。

榛村純一会長 鈴木委員。

鈴木治弘委員 大東の鈴木治弘です。

調整方針を見ますと、(2)の予算総額の範囲内で、これは理解できますし、(3)も補助制度についても調整をする、理解できます。

(1)の一体性を確保するために、合併時に統合すると、こういうふううたってあるわけですね。少なくとも、こういうふうな文言をここへ計上してあるについては、ある程度、統合しようというんですから、3つを2つにするなり1つにするなりというようなことをお考えになっているのか、何らかの方向を、多少は協議をしてここへ出てきたんじゃないかというふうに考えるんですけど、地域でも最も話題になる話でございますし、地域でもある程度の手間暇をかけているんな協議をするということになるかと思っておりますので、できれば方向性、掛川はこういうふうやって、都市化の進んだまちもこうだし、在の方もこうでうまくやってるで、お前らのところも掛川に倣えばいいじゃないかという話になりつつあるのか、あるいはこの際、しっかり理想的なあり方を考えようというふうにされてるのか、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

榛村純一会長 これは、あくまで本質論からいうと、自治連合会というのは、それは自然発生的にできたものだという考え方ですから、権力体系の末端、基礎としての行政とは一線を画してなきゃいけないわけです。それを下部機関にしちゃうと、その一時期は村社会はうまく治まるんですけど、本当の意味の民主主義は育たないと言われてるんですね。

じゃあ、大東の今までのやり方というのは遅れているのか、美風なのかというと、美風でもあるけど、自治会としての権能は下部組織化しちゃってるわけですよ。

だから、これをどういうふうにするかというのは、鈴木委員の読まれた読み方は、統合するというのは、自治会の小さい単位を大きくするとか、そういう統合ではないんですね。そうじゃなくて、考え方をできるだけ、自治会について、新都市は考え方を統合しなきゃいけないということを書いてるんだらう。

松井事務局長 ここの調整方針の(1)につきましては、あくまでも自治会連合組織ということとございまして、掛川市の場合には区長会連合会、それから大東町の場合は大東町区長会、

それから大須賀町には大須賀町自治連合会という、それぞれの上部組織があるわけですが、こういったものを、やっぱり新市になったときには、一体性を確保するために一つの連合会といったものに統合することが適当ではないかという提案でございます。

榛村純一会長　　そうすると、掛川にある連合体は18あるということか。1つ。

　　じゃあ、1市2町は3つということか。その3つは1つになるのは当たり前のことじゃないか。

松井事務局長　　そういうことでございますので、それを確認していただきたいということでございます。

榛村純一会長　　それは論ずるまでもないんじゃないの。それが合併だから。

　　鳥井委員。

鳥井昌彦委員　　大東の鳥井です。

　　この2番の自治会の交付金だけについてお聞きしたいですが、現行の予算総額の範囲内を基本とするということになると、今までどおり分けるなら別に問題ないわけですね。

　　均等化するよということになると、大須賀、掛川さんは上がるけれども、大東が安くなるということになるわけだけど、そういった場合には、やはり仕事量というか、内容的なものもはっきり説明してやらないと、新しい役員を受けの人がなくなるというか、そこら辺のこともあるので、このお金のことについても、現状、区の役員をやっている方々ともよく話をしてもらって、納得できるものを出してもらわないと、ここだけじゃ決まらないのではないかなというふうに思ってるんですがね。もう少し、そういう人たちとの協議もお願いしたい。

榛村純一会長　　それは、観点としては5つぐらいありまして、要するに、どういう権能を区長さんが持つか、自治区にはどういう役割、権能を持たせるかという問題が一つ。

　　それから、もう一つは、規模で、8戸のところもあれば40戸、100戸のところもあると、700戸のところもある。その規模の問題をどう考えるかということと、それからもう一つは、どういう事業を自治区はやるか、どういう役割の中の、道路を舗装する話まで、用地買収の話までとか、いろいろ事業をやってるわけですね。その事業をどう考えるかということと、それからもう一つは、行政との関係をどうするかという話と、もう一つは、全体として、自治区の経営費用、自治区というものの経営費用を会費から取るのか、自治体からの委託金で取るのか、もっと強制的に、君らこれで頼むよという大東方式でやるかとか、いろいろな経営費用の出し方の問題と、5つぐらい、全部この際検討し直さなきゃいかんわけですよ。これ、随分やっかいですけど。

はい、水野委員。

水野 薫委員　大東の水野ですけれども、僕はこの問題はひとつ、例えば学識経験者の皆さんもいるし、今会長がおっしゃったように、自治会というか、そのあり方、それで若干はやっぱり行政の下請業みたいなもの、一部はそういう機能もないと、なかなか職員は減らず、さっきも言ったように、それでサービス云々という話になると思いますので、それに、決して大東の場合も役場の下請とか子分というわけじゃないんですけれども、たまたま手当がたくさん出ているだけの話ですけれども、余り町の言うことは聞かない区長が多いんですけれども、この際、やっぱり新しい自治会とか、そういうもののあり方というのは、一つサンプル的というか、ひな型みたいなのを一度検討なさって、それで大東さん、こういうのどうだね、大須賀さんどうだね、掛川さんと、何か本当にあるべき自治、ですから組織も活動も広さの問題もそういうのを含めて、一度真剣に検討してみる必要があるんじゃないか。

どこに倣えとか云々じゃなくて、やっぱりこれを機に、一つの地区のあり方というのは、当然地区というのは行政の下請じゃいけないと思いますし、そういう面で、何かここへ出てくる時に、この調整方針のこの文言だけじゃなくて、例えばこんなのというのが少しご提示いただけるかなと思って期待してたんですけれども、その辺いかがですか。

榛村純一会長　まだ、これは首長会議でも議論してないんですけど、ですから私だけ申し上げるわけにいかんけど、どうですかね。

大倉重信副会長　この問題につきましては、例えば1市2町の中でそれぞれ歴史があって、その町をつくってくる段階の中でいろいろ、例えばうちの大東の中でいろいろ工夫した中で、これが一番いいではないかということで今の形があると思うんですけど、そういう一つの歴史があるものですから、今、外質的にこういうことで決めちゃうというのも若干問題があるかなと思うんですけど、これはやむを得ず、ちょっと時間はかかるかもしれぬけど、しっかり調整していくべきだなと。

そういうことでないと、我々も町へ帰って十分に説明できないかなというような点がございまして、その辺は会長の判断の中でひとつ取り計らっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

伊藤徳之副会長　それぞれ歴史があって難しい問題だというように思いますが、調整方針の中に書いてあるように、(1)については、一緒になるんだから、一体性を確保するために連合会組織は統一すると、1市3制度というわけにいきませんので統一するということです。

そのときに、私どもの町等で話題に出ているのは、現在の12ブロックを3つぐらいにして、

その段階の大きさを決めていく方がいいのではないかと。

一番末端にいきますと、自治会は、私どものところは平成3年の自治法の改正から積極的な字町の法人化というものを進めてきておりますので、自治会組織が法人になっております。よって、これを再編して、2つ合わせちゃうというようなことは、大変難しいことだというふうに思っておりますので、そこまで一緒にするということは考えておりません。

個別の自治会の法人組織等、なぜ法人かといえば、透明性が高くて、住民の皆さんにご支援をいただきやすいということで法人化を進めてきておりますので、その辺は今のままでいくのがいいのではないかと、中間的なところを今よりも簡素化していくと。

この交付金等につきましては、私どもの町もそうなんです、まず基本的な額を定めて、それにプラスすることの戸数割とかでいろいろやっております。そして、それぞれの自治会におきましては、町から、私どもから支出をさせていただき交付金等、自治会長手当という名称も内容もございしますが、それにプラスして、自分ところの自治の考え方で、自分たち自治が拠出した年会費をさらに上乘せして、区長さん、総代さんには払っていくというようなことになってやっておりますので、どこまでお願いするかというようなことをおおよそ定めて、それらに対する妥当的な額を皆さんでご議論いただいて、その辺をベースにしていくような調整が、時間がかかるかもしれませんが、お願いできたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

榛村純一会長　ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、まだまだご意見はあろうかと思いますが、もう少し問題点を詰めたり、研究を深めて、またお諮りしたいと思いますし、それから、それぞれの皆様の1市2町の連合自治区の方々にも伝えて、自治区は自治区でいろいろお互いに研究交流をしてくれということ、それぞれの市町村で流していただきたいと思います。

では次に、9から13までで。

鈴木治弘委員　1点、7の窓口業務について、その(2)の既存の出張所については現行のとおりにするという文言がございますけど、本来ですと、3回目の合併協のときに、事務所のあり方のときに協議が済んでるといえばそれまでだというふうに思いますけれども、ここへ出てきまして、素朴な疑問として、合併をして、なお出張所を置かなきゃならぬかなというふうに私は考えるんですけど、当然出張所を置いた理由はあるでしょうけれども、合併のいろんなところへ出てくる行政サービスというような立場から考えれば、従来のそこを抹消するというこ

とは問題あるかもしれませんが、効率とか簡素な行政組織をつくるとかというようなことから考えれば、この際、廃止を考えて普通じゃないかなと私は思いますけれども、存続しなきゃならぬ理由というか、そこら辺の経過というか、お話をいただければ納得できるというふうに思いますけれども。

榛村純一会長 支所のことじゃなく、出張所のことですか。

掛川にある市役所を郊外に持っていったんで、町の中にちょっとした市民課窓口みたいなものがあるんですね、そのことですか。

それは廃止は考えられると思いますけど、今後、1市2町になったときに、じゃあ掛川の新幹線の駅のところに何か共同のそういう処理するところがあった方がいいとかいう議論も起こり得るとは思うんですけど。

それから、人の削減と組織機構の簡素化についていえば、大東支所と大須賀支所と本所と、その配分をどうするか、権限をどうするかというようなことが非常に関係するんですね。ですから、掛川の出張所だけの問題よりは、これからの支所経営の、どれだけの規模とどれだけの権限で、従来の、本来ある縦割りの中で、横割りの組織の大東支所と大須賀支所のあり方を議論するのが非常に大事な問題だと思うんですけどね。

鈴木治弘委員 会長さんのおっしゃること、よく理解できますけど、ただ、よそから見て、素朴な疑問として、じゃあ掛川市に本所ができると、それでなおかつ連雀に、非常勤で50何平米ですか、小さいので金がかからないよと、あるいはそこで処理する件数が多いよと、僕はそういう問題じゃないというふうに思うんですね。

ただ、合併をするときに、やっぱり従来、その地域の方はそれが設置された方が望ましいけれども、おらんとこもしょうがない、我慢しましょうかというような気持ちでやってもらいたいなというふうに僕は希望するわけですけども、その点だけ申し上げて、また十分協議していただいて結論を出していただければ結構ですが。

榛村純一会長 はい、わかりました。

これは、どの程度、負担なり意味なりがあるかという問題だと思うんですね。

それで、できればそういう疑問を持たれたり、それが行政改革に逆行しているようにとられるようであれば、そういうものはなくさないといけないですよ。

石山委員。

石山信博委員 掛川の石山でございます。

出張所の問題なんですけれども、全国的に見てみますと、スーパーとかコンビニなんかでも

出張所窓口を設けてやっているところもあるわけですよ。住民に、よりいいサービスをということで、全国的にはそういう形になっているということなものですから、現在ある町の中の出張所を廃止するというのは、これはそういった流れに対して逆行するというふうに思います。

それから、これは掛川の場合ですけれども、駅前の整備という、どういう形になるかわかりませんが、再開発ビルというようなものをつくった場合には、当然そこにも出張所窓口というようなものは市民から要望されてくるというふうに思うわけですよ。そこで、新しくつくるということは、きっと難しいことだというふうに思うものですから、既存の出張所をそちらに移すと、要望があった場合にはそういう形での道もあるというふうに考えるものですから、現時点では、やっぱりこれは現行のとおり残しておいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

大倉重信副会長　恐らく、うちの方の鈴木委員さんが言ってるのは、今ある出張所、連雀なり、これが何で必要かということなんですね。その辺は、どういうふうに理解すればいいですかね。

例えば、私らがこの前行かせてもらったように、ならこの里の温泉がある方にあるならわかるんだけど、その辺がちょっと、何となくわかりにくいなと思うんだけど。

榛村純一会長　これは、おっしゃることは、大東、大須賀の立場から見ればよくわかりますから、その周りの、昔、連雀という町は小笠郡全体の繁華街だったところですよ。今は寂れてしまったわけですが、そこで市役所を街の真ん中から西の方へ持っていくについてということと、街中再生、少しでも何か多少賑わいがあったらどうだというものと、町中に2,500人の人が住んでいる、その人たちはほとんど自動車がなくて、歩いていける範囲に市民サービスが欲しいというような、いろいろな案から出たことですから、それがより大きな市になって合併したときに、公平性、中立性、公正性から考えて、それは必要がないものじゃないか、あるいは我慢してもらわないかんもんじゃないかということになれば、それは廃止しなきゃいかんと思いますね。それはよく研究してみますよ。

上野良治委員　大須賀の上野です。

今の話を聞いていたんですけども、確かに市庁舎を動かす条件で置いたというのは理解できるんですけども、現時点でどのような利用状況なのか、それとどの範囲内の人たちがそれを利用しているのか、わかったら出してもらえたらありがたいんですけど。

榛村純一会長　市民課長。

松浦市民課長　掛川の市民課長の松浦でございます。

ただいまの質問でございますが、お答えしますと、大体出張所では交付事務、印鑑証明とか、



その交付事務が主でございます。はっきり申しますと、年間に、昨年でいいますと2万797、その前も2万1,800ですので、大体2万幾らになります。それは、発行業務だけです。市の全体ではどのぐらいになるかという、大体市の窓口へ来る、発行業務だけだと、大体平均が12万2,000と。ですから、全体の16%ぐらいですかね。

市内は一円、周りだけでなく、遠い方が結構来ますので、表がありますが、それを申し上げても小さな字でございますので、市内一円からということで、去年は一日平均79人で、その前の年は82人ということで、大体そのぐらいの利用をされています。

以上でございます。

榛村純一会長　それに対して、幾ら費用かけてるのか。

松浦市民課長　費用につきましては、人件費あるいは借地料、合わせまして、人件費が380万で、それは市役所にいた、やめられた女性と、もう1人は非常勤の女性、2人、時々私が行くということと、時々行くというのは、お金を取り扱っていますのでということです。それで、光熱水費入れまして、合わせまして800万弱だと思ってください。

以上です。

榛村純一会長　それを、よく大東、大須賀の方々が無駄の象徴みたいにとられるのであれば、それはやめないかんわけですよ。

それが、費用対効果の問題はよく考えなきゃいかんで、またよく研究させてもらいます。

ほかにありますか。この5から8まで。

(発言する者なし)

榛村純一会長　じゃあ、時間の関係もありますので、9から13、生活保護、高齢者福祉、児童福祉、保育事業、障害者福祉、これについてご意見、調整事項に対する疑問等ありましたらおねがいします。これが終わりましたら、休憩に入りたいと思います。

では、9から13項目について、何かどうぞ。

はい、中井委員。

中井明男委員　大須賀の中井です。

12番の保育事業についてちょっと伺いますが、ここの調整方針には、国県の制度に基づく事業をはじめ、現在実施している保育事業については、引き続き実施するという調整方針になっておりまして、そういうことでよろしいかと思いますが、このごろ新聞折り込み等で、保育所経営者を求むとかというようなチラシなんかも入っていたり、あるいはこれも以前から話も出たりしていますが、保育園と幼稚園との、文部科学省と厚生労働省の規制の難しさの問題等い

るいろいろありまして、全体の流れとしては、保育所等は民営化できるということで、どこも進められておりまして、現在も掛川市で公立3園、それから私立7、大東町に私立3園、大須賀町に私立1園というような保育所の状況ですが、1市2町それぞれ、こういった幼児教育、保育園あるいは幼稚園の整備計画というようなのが持たれていると思いますが、先ほど言いましたように、本当に民営化というんですか、個人のような形でも入ってきて、少子化の中で子育て支援というのは非常に重要で、良質な保育サービスをしていく中で、やはり行政がきちっとした幼稚園あるいは保育園等の整備計画というようなものを持っている必要があるというふうに思います。

実は、私、社会福祉法人の大須賀社会福祉事業会というところに所属してまして、平成16年度に保育園を1園整備するということもありまして、先日、掛川市の宮脇にあります、すこやか幼保園、幼稚園と一緒にやられているあそこを視察させていただきました。よりいいものをつくりたいということで、視察をさせていただきました。

非常に親切にご指導いただきましたが、厚生労働省が2005年に幼稚園、保育園一体化したものを試み50ぐらいつくって、2006年度くらいからは、幼保一体化の状況を見ているのも新聞にもちょっと出ていましたが、そんな大きな流れもあろうと思いますので、ぜひ行政側で、少子化の中で子育て支援の重要性というような中を含めて、しっかりした整備計画、そういうものを持って行っていただいた中で、現在実施している事業については引き続きというような調整で、話がちょっとくどくなりまして要点がわかりにくいですが、ぜひ民営化を進めようというような動きの中で、これから予算、これだけ多くなるのは、今後どのようにやっていくか、新市になった中でも、そういった流れは続いていくと思いますので、ぜひきちっとした整備計画を立てて進めていただきたいと思います。

榛村純一会長 事務局長。

松井事務局長 幼保のあり方についてどう考えるのかとか、あるいは幼保一元化を目指した新市のあり方とありますが、施設の整備の仕方、そういったものにつきましては、当然新市になってから議論される、あるいは計画を策定されるということになるかと思いますが、現在でも掛川市では幼児教育振興計画という中で、幼稚園、保育園の再編計画あるいは幼保一元化の方向を目指した幼保園の整備、そういったものが進められております。

今回、この後、その2の中でその辺のこともご提案申し上げたいと思いますけれども、いずれにしても、乳幼児の保育のあり方、教育のあり方、そういったものの振興計画、それは新市で改めて策定をしていくということを確認していただければと思います。

榛村純一会長　ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　特にございませんようでしたら、この調整方針で臨んでいくということで、保育事業は確かに今後の子育ての問題として重要な問題ですので、特に研究を深めたいと思いますが、この調整方針で進めてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして前回の提案された協議事項については、おおむね調整方針が了承された。二、三の研究課題は残ったということであります。

それからまた、姉妹都市については文言を訂正すると、こういうことにいたします。

次に、その2の次の会の提案については、10分間休憩いたしますので、その後お願いいたします。ありがとうございました。

休　憩　午後4時23分

再　開　午後4時35分

榛村純一会長　それでは、再開いたします。

協議事項の提案の部に入ります。

協議第25号　その他各種事務事業(その2)の取扱いについて提案させていただきます。

事務局、説明願います。

松井事務局長　それでは、資料の7ページになりますけれども、協議第25号　その他各種事務事業(その2)の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

前回の提案に引き続きまして、今回は各種事務事業のその2といたしまして、10項目の調整方針について提案させていただきます。

最初は、14番、廃棄物関係事業についてでございます。

ここでは、ごみ処理施設とごみ収集の取扱いが主なものでございます。

参考資料が12ページからになりますので、そちらをお開きいただきたいと思います。

ごみ焼却施設につきましては、現在、掛川市では千羽地内に清掃センターがございます。また、大東町、大須賀町では、2町の一部事務組合による環境保全センターが大東町浜野地内に設置されております。こちらの方は、一部事務組合は合併時に解散し、新市でそのまま引き継いでいくことになります。

なお、現在、掛川市満水地内には、平成17年9月の完成を目指して、掛川市、菊川町、小笠町の一部事務組合によるごみ処理施設を建設中でございます。

また、埋立場であります最終処分場につきましては、掛川市では1カ所、大東町、大須賀町では2町が共同で管理している処分場が1カ所と、瓦れき処分場が大東町、大須賀町でそれぞれ1カ所ずつございます。

これら処理施設の規模や搬入対象物、受け入れ体制等につきましては、資料でご確認をいただきたいと存じます。

次に、14ページになりますが、ごみの収集方法についての状況でございます。

1市2町とも、それぞれ可燃物、不燃物、資源ごみ等の分別収集が行われておりまして、収集の回数や対象物につきましては記載のとおりでございます。

ごみ収集は、掛川市では単独で行っていますが、大東町、大須賀町では、ごみ処理施設を共同で設置していることから、収集方法も2町同じ取り扱いでございます。

ごみ袋につきましても、大東町、大須賀町では同じ基準でございます。また、ごみ袋への氏名、地区名の記入につきましては、掛川市では義務付けをしておりません。これに対しまして、大東町、大須賀町では記入の義務付けがされているなど、その取り扱いに若干の違いがございます。

これら廃棄物の収集及び処理方法の調整方針といたしましては、現在の焼却場や埋立場は、合併時においてそのまま使用していくこととなりますので、廃棄物の取り扱い方法についても、現在の施設に合わせ、当分の間現行のとおりとするものでございます。

次に、調整方針の15番、環境・衛生関係事業についてでございます。

資料は16ページ、17ページになります。

環境対策につきましては、国において環境基本法や地球温暖化防止対策に関する法律等により、地方公共団体の責務を明確にしております。このため、掛川市では環境条例を制定し、この条例に基づいて環境基本計画が策定され、各種の施策が推進されております。

また、温室効果ガスの排出を抑制するための地球温暖化防止対策実行計画につきましては、1市2町でそれぞれ策定されておりまして、掛川市では全市域と市役所、大東町、大須賀町では役場から排出される温室効果ガスの削減数値を示して、その抑制に努めております。

そのほか、環境・衛生事業の主なものといたしましては、河川の水質調査、事業所を対象とした環境協定や公害防止協定の締結といった取り組みが1市2町において行われております。

また、掛川市では、太陽光発電の導入に対する補助制度や、霊園における墓地の貸付事業が

行われております。

これら環境・衛生事業の調整方針といたしましては、まず(1)といたしまして、環境条例、この条例につきましては、掛川市の例により、新市において策定するものでございます。

(2)といたしまして、環境施策を推進する上で必要な各種の計画につきましては、現在ある計画を踏まえ、新市において策定するものでございます。

(3)といたしまして、環境衛生に関する事業につきましては、合併時に統一するものでございます。

続きまして、調整方針の16番、保健・医療関係事業についてでございます。

18ページをお開き願います。

保健関係事業につきましては、1市2町でそれぞれ生活習慣病を初め、各種の病気予防に対する支援あるいは母親が子供を健やかに産み育てることへの支援など、住民が生涯にわたって健康を保持・増進されるよう適切な施策が講じられております。

健康づくりのための基本的方針を示す健康増進計画や、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るための母子保健計画につきましては、健康増進法並びに母子保健法により、各市町村で策定するよう努めることがうたわれております。現在、健康増進計画につきましては、掛川市と大東町で策定されております。また、母子保健計画につきましては、掛川市において策定されております。

これら保健予防に関する計画の調整方針につきましては、法の趣旨に沿って、現在ある計画を踏まえて、新市において策定するものでございます。

また、ポリオや三種混合といった予防接種につきましては、予防接種法により接種することが定められておりますので、1市2町とも同様に実施しております。自己負担金はございません。ただ、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、自己負担金が、掛川市は1,000円、大東町、大須賀町では2,200円となっております。

そのほか、結核予防のための検診や、次のページにございます妊婦健診、1歳6カ月健診といった母子保健健康診査事業につきましても、それぞれ法律に基づいて受けるべき健診が義務づけられておりますので、基本的には1市2町とも同様でございますが、母子保健健康診査では、独自に事業を追加して実施しているものもございます。

また、離乳食講習会や子育て相談などの母子健康教育は、それぞれ市町独自の事業として実施されておりますので、事業内容は1市2町においてさまざまでございます。

また、生活習慣病予防健康診査事業として行っております老人保健事業健康診査やがん検診

につきましては、老人健康保健法の実施要領等に準拠して実施しているものでございまして、1市2町ともほぼ同様の内容となっております。

これらの予防接種や健診等の実施に当たりましては、小笠医師会や歯科医師会等の全面的な協力を得て行われているところでございます。

続いて、22ページ、23ページをお開き願います。

医療体制では、掛川市に市立総合病院が開設されておりまして、18科にわたる診療科目と450床の病床数を備え、小笠・掛川地域を診療圏域として、住民の生命と健康を守るため大きく貢献しております。

休日・夜間の救急医療につきましては、掛川市立病院で行われているほか、夜間救急につきましては、小笠医師会が在宅輪番制により実施しております。また、休日の救急医療につきましては、掛川医療センターにおいて、小笠医師会により運営が行われております。

なお、掛川市立病院は、中東遠地域における第二次救急医療施設として、休日・夜間の重傷患者を受け入れるための指定がなされております。

以上のことから、調整方針でございしますが、新市における予防接種、各種健診、休日・夜間の救急医療体制の実施内容や方法等につきましては、小笠医師会を初めとする医療機関と密接な関係がございしますので、それらの関係機関と合併時まで調整し、再編するものでございます。

それ以外の独自で行っております保健事業につきましては、合併時に統一するというものでございます。

続きまして、調整方針の17番、商工・観光関係事業についてでございます。

24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。

まず、融資制度でございますが、1市2町とも中小企業を対象として、返済金にかかる利子補給などの助成を行っておりまして、国・県の制度に基づくものにつきましては、補助率等は同一となっております。

工業関係では、工業団地の主なものとして、掛川市ではエコポリス、大東町では上土方工業団地と大東工業団地、大須賀町では岡原工業団地と大淵沖之須団地が整備されておりまして、これら合わせて41社が操業しております。また、掛川市では、新たに工業団地を建設中でございます。

商業振興につきましては、産業構造の変化や経済動向の大きな流れを受けて、大型店の郊外出店が進んでおりまして、市街地商店街の振興や町中再生が課題となっております。

このため、商工会議所や商工会等への支援を初め、商店街の環境整備に向けた支援策が講じられております。

観光振興につきましては、3つの城が代表するように、歴史的な観光資源が豊富でございます。また、温泉や観光農業あるいは自然を生かした施設を初め、民間による大型観光施設も多数整備されております。

そうした観光施設への誘客を図るため、これまでは1市2町がそれぞれ個別に行ってきた宣伝事業や観光イベントも、合併後は一体的に進められ、ネットワーク化が図られることから、観光客の増大が期待されるところでございます。

以上のような現況を踏まえまして、商工業・観光事業の調整方針につきましては、(1)として、現在1市2町それぞれで実施している商工業及び観光の各事業につきましては、引き続き実施するものでございます。ただし、同一又は類似する事業につきましては、従来からの経緯、実情を十分踏まえた上で、統合又は再編するものでございます。

ただし、本件につきましては、これら事業と密接に関連する商工会議所や商工会、観光協会などとの連携が不可欠でございますので、これら関係団体との協調を図りながら調整していくこととなります。

また、(2)としまして、現在行われております各種の融資制度につきましては、合併時に統一するものでございます。

続いて、18番、農林関係事業についてでございます。

資料は26ページからになります。

農業に関する分野では、国・県においてさまざまな制度、支援策が設けられておまして、これらを受けて各市町村でも圃場や農道、ため池といった生産基盤の整備を初め、担い手の育成や農業経営支援、農地保全といった多種多様な事業が進められております。

また、林業関係につきましては、掛川市では面積の約半分を山林が占めるということもございまして、林業関係の事業が多くございますが、大東町、大須賀町では山林面積も少ないため、林業に関する事業はほとんどございません。

農林関係事業では、これら事業、施策を進めるに当たりまして、法律に基づいて策定される計画が多くございます。資料では、農業振興に関する主な計画を5つほど掲載してございますが、これらは備考欄に掲載してあるように、それぞれの法律に策定の根拠が示されてございます。

このような計画につきましては、当然新市においても策定すべきものでございますので、調

整方針といたしましては、現在の計画を踏まえながら、新市において策定するものでございます。

また、農林業に関する事業は非常に多く、一元化で調整すべき項目も164項目ほど上がってございますが、資料では、そのうち主な事業を26ページの下段から28ページにかけて掲載してございます。

項目別に見ますと、農業振興にかかるものとしてしましては、茶業振興に関する事業、水田農業振興に関する事業、次の28ページにまいりまして、畜産振興に関する事業、砂地畑作振興に関する事業、その他農業振興事業という分類で、代表的なものを記載してございます。

また、基盤整備でございます土地改良事業にかかるものとしてしましては、事業主体や補助事業別に、県営事業や団体営事業等の区分で掲載してございますが、それらの用語の説明につきましては備考欄に掲げてございますので、参考にしていただければと思います。

いずれも1市2町それぞれの農業政策に沿って基盤整備が図られております。

林業関係の事業につきましては、次の30ページになりますが、掛川市での事業が多くなっております。

また、農道や土地改良等、農業基盤整備を行うに当たっては、その整備によって受益をこうむる農家が整備費にかかる一部の費用を負担する受益者負担金というものがございます。30ページ、31ページの下段になりますが、受益者負担金は、事業主体や事業の種類によって区分されておりまして、その負担率は1市2町においてさまざまでございます。

この受益者負担金の調整方針としてしましては、合併時に統一するものでございます。ただし、合併時において旧市町から継続して行っている事業につきましては、現行、すなわち合併前の市町の負担割合により新市に引き継ぐものでございます。

そのほかの調整方針としてしましては、(3)になりますが、現在実施している農林業関係事業につきましては、新市後も引き続き実施するものでございます。ただし、同一又は類似する事業につきましては、新市全体の均衡が図られるよう、統合又は再編するものでございます。

なお、本件に関しましても、先ほどの商工・観光事業と同様に、関係団体であります農協と密接な関係がございますので、新市においては2つの農協が存在することになりますが、こうしたところとの十分な協議が必要となってまいります。

続いて、19番、建設関係事業についてでございます。

資料は32ページからになります。

建設関係事業のうち、主に市街地を対象とした都市計画事業では、土地利用の適正化を図る



ため、住居系地域や商業系地域、工業系地域といったように、用途地域を指定したり、街路、都市公園といった都市施設の整備を行っております。

都市計画区域は、都市計画法などの規制を受けるべき土地として県が指定しているものでございます。都市計画区域は、掛川市では全体面積の約70%、大東町、大須賀町では町全域が都市計画区域となっております。

これら都市計画区域に指定されている用途地域や、都市公園といった都市計画の取り扱いにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。

また、都市計画事業の実施に当たりましては、都市計画に関する基本の方針を定めることが都市計画法にうたわれております。1市2町でも、それぞれ都市計画マスタープランが策定されております。

この都市計画マスタープランにつきましては、1市2町の現行の計画を踏まえて、新市において新たに策定するものでございます。

また、市町村が管理する市町村道につきましては、議会の議決を経て認定され、道路台帳により管理されておりますが、1市2町における認定基準及び認定路線の本数、延長距離につきましては、32ページ、33ページの下段に記載されているとおりでございます。

これら、現在まちまちであります道路の認定基準につきましては、合併時に統一するものでございます。ただし、現在認定されている市道、町道につきましては、現行のまま新市に市道として引き継ぐものとし、新市において新たな認定基準をもとに調整をするものでございます。

次に、34ページ、35ページ、建設関係事業における地元負担金についての取り扱いでございますが、大東町、大須賀町では、地元要望による町道や河川等の整備に当たっては、表のとおり地元負担金を徴収してございます。その負担率は、整備の対象によって異なっております。掛川市では、地元負担金はありません。

これら建設関係事業に伴う地元負担金につきましては、合併時に廃止するものでございます。

その他調整方針としましては、合併時に継続して行っている建設事業につきましては、新市に引き継ぐといったことを上げてございます。

続いて、20番、上・下水道事業の取扱いについてでございますが、その主なものは、水道料等の使用料でございますが、使用料につきましては、第6回協議会で既に協議済みとなっておりますので、今回はそのほかの基本的な項目について取り上げてございます。

36ページ、37ページでは、水道事業についての概要を載せてございますが、上水道につきましては、1市2町ともそれぞれの給水人口、給水量に見合った配水計画が立てられ、水源の確

保や配水管の整備等を行っております。

そのほか、掛川市では簡易水道が6地区ございます。また、給水人口100人以下の小規模な飲料水供給施設は、掛川市に2地区、大須賀町に1地区ございます。

それから、水源につきましては、大井川からの受水が大部分でございますが、自己水源として、区域内の河川に水源を求めているところもございます。

上水道の施設整備につきましては、将来の計画給水人口に応じた拡張事業として、厚生労働省の認可により計画的に進められております。

続いて、38ページ、39ページ、下水道事業についてでございますが、下水の処理につきましては、その手法といたしまして、市街地を中心とした公共下水道事業、それから農村集落における農業集落排水事業、そして住宅団地等でのコミュニティープラント、個人による合併浄化槽設置などにより進められております。

そのうち、公共下水道事業につきましては、掛川市では平成13年3月から、大東町では平成13年4月から供用が開始されております。大須賀町におきましても、来年4月の供用開始を目指して、現在工事等準備が進められております。

また、農業集落排水事業につきましては、掛川市では日坂地区、大東町では海戸地区において、それぞれ供用が開始されております。さらに、現在工事が進められている地区が、掛川市、大東町で1地区ずつございます。

団地下水でありますコミュニティープラントにつきましては、掛川市で3カ所、大東町で1カ所で行われております。

合併浄化槽につきましては、個人設置によるものでございますが、設置に当たっては、1市2町それぞれにおいて補助制度が設けられております。

それから、水道及び下水道使用料の徴収方法についてでございますが、1ページ戻っていただきまして、36ページ、37ページの最下段に使用料の徴収という項目がございます。

現在、掛川市では2カ月ごとに水道、下水道料金をまとめて一括で徴収しております。大東町では、水道料金と下水道料金を毎月交互にして徴収しております。大須賀町では、現在下水道はございませんので水道料金のみですが、2カ月ごとに徴収しております。

以上が上水・下水道事業における概要でございますが、調整方針といたしましては、(1)として、上水道事業及び下水道の各種事業につきましては、合併時は現行のとおり引き続き実施するものとし、新市において策定されます水道事業計画及び下水道事業計画に基づいて、速やかに統一を図るものでございます。

また、(2)といたしまして、上水及び下水道使用料の徴収方法につきましては、掛川市の例により、隔月で上水・下水道使用料を一括徴収するよう合併時に統一するものでございます。続きまして、21番の調整項目、学校教育関係事業についてでございます。

資料は40ページからになります。

まず、通学区域の問題でございますが、小学校及び中学校につきましては、法律に基づいて、教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するよう定められております。幼稚園についての規定はございません。

その現況は表に示したとおりでございますが、幼稚園の通園区域につきましては、掛川市では通園区域を設けておりません。大東町及び大須賀町では通園区域を設けております。

このため、調整方針といたしましては、小学校、中学校の通学区域につきましては現行のとおりにするものでございますが、幼稚園につきましては通園区域を設けないとするものでございます。幼稚園につきましては、通園区域の指定がなくても、実際には小学校に通学区域が指定されておりますので、それに倣って地元の幼稚園に通っており、通園区域がなくても特段問題も生じないということから、合併時には廃止するものでございます。

次に、44ページの教育相談事業でございますが、表に掲げた相談事業のうち、心の教室相談員とスクールカウンセラー、これにつきましては、県の事業として取り組まれておりまして、各中学校にこのどちらかの相談員1名ずつが配置されております。

このほか、市町の独自のものといたしまして、掛川市では教育センターが設置されており、不登校児童や生徒の指導・相談を初め、保護者等からの相談にも応じております。また、大東町では独自に心の教室相談員を増員配置しているほか、日系ブラジル人の相談業務に対応するため、外国人児童生徒相談員が配置されております。大須賀町でも教育相談室を町単独で実施しております。

このような教育相談事業につきましては、新市において配置基準や考え方を統一して取り組んでいくことが必要でございますので、調整方針は合併時に統一するものでございます。

次に、通学距離の遠い子供たちに対する遠距離通学対策についてでございます。

現況を申し上げますと、掛川市では、市の面積が広いと、特に北部の山間地域では子供たちの通学距離も相当な距離となっております。このため、通学距離によって対象要件を設け、スクールバスで送り迎えをしているところが小学校で2校、中学校1校、幼稚園2園がございます。また、路線定期バスを利用して通園・通学している子供たちには、定期券支給や通学費の一部を助成する制度が設けられております。大東町では、通学が遠距離となる地区がござい

ませんので、このような措置は設けてございません。大須賀町では、本谷地区から通学する児童に対する助成制度がございますが、平成16年度からは山崎地区の幼稚園児も含めてスクールバスに移行する予定でございます。

これら遠距離通学対策につきましては、それぞれの地域の実情を踏まえて、当分の間現行のとおりとするものでございます。

次に、46ページの幼児教育に関する振興計画についてでございます。

掛川市では幼児教育の振興計画として、大東町、大須賀町では幼稚園教育の振興計画として、それぞれ策定されております。

これら振興計画の調整方針といたしましては、現在の計画を踏まえて、新市において速やかに策定するものでございます。

続いて、学校給食についてでございます。

1市2町における調理方式でございますが、掛川市では中学校給食は6校分を1カ所で調理するセンター方式でございます。小学校では、小学校ごとに調理している自校方式が4小学校、幾つかの小学校分を共同で調理している共同調理方式が5カ所ございます。幼稚園での給食は実施しておりません。大東町では、小・中学校合わせて7校及び幼稚園6園分を、センター方式により1カ所で調理してございます。大須賀町でも、センター方式により、小・中学校3校分と幼稚園3園分を1カ所で調理してございます。

食材の調達方法や給食のメニューに等は、地域の特性を生かしたり、児童・生徒の意見等を反映して、それぞれ調理場ごとに工夫がなされております。

給食費につきましては、1市2町ごとにそれぞれ統一した単価となっております。また、大東町は、米飯持参を週に何回か取り入れているため、掛川市や大須賀町に比べまして給食費は若干低い単価となっております。

これら学校給食における調整方針でございますが、学校給食につきましては、すぐに給食施設を整備して統一を図るということは困難でございます。また、地域の食材を生かした調理メニューも各学校の特色の一つとなっておりますので、調理方法につきましては、これまでの運営方式をそれぞれ引き継ぐこととし、当分の間現行のとおりとするものでございます。

ただし、給食費につきましては、新市での単価を合併時に統一するものでございます。

続いて、調整方針の22番、社会教育関係事業についてでございます。

資料は48ページからになります。

現在、1市2町ではそれぞれ各種講座の開催を初め、公民館活動、スポーツ大会、青少年健

全育成、図書館活動等、多種多彩な事業が展開されております。

48ページから51ページにかけまして、1市2町で行われている各種講座等の事業を掲載してございますが、これらの事業につきましては、新市民がいつでもどこでも自由に学ぶことができ、生涯学習を通じて心豊かな人づくり、地域づくりを進めるために引き続き推進していくことが必要でございます。

したがいまして、調整方針としましては、各種講座等の社会教育関係事業につきましては、合併時に統合または再編するものでございます。

次に、成人式についてでございますが、現在1市2町とも1月の第2日曜日に開催されております。

新市では、新成人の対象者が1,500人ほどになりますので、開催会場を含めて運営方法についての課題はございますが、調整方針としましては、成人式は新市において統一的に開催するというものでございます。

次に、図書館の運営についてでございます。

現在、図書館法に基づく図書館は掛川市と大須賀町にございます。大東町では図書館法に基づいた図書館はございませんが、公民館活動が行われております2つの施設に図書室が設けられ、図書館と同様の貸し出しが行われております。また、掛川市では移動図書館車により、市内23カ所を巡回して図書の貸し出しが行われております。

これら図書館に関する調整方針は、貸し出し時間や貸し出し方法といった図書館の運営方法につきましては、合併時まで調整するものとし、大東町に設置されている図書室と相互利用ができるよう、ネットワーク化を図るものでございます。また、移動図書館につきましては、新市の全域を対象に統一して実施するものでございます。

次に、社会教育施設につきまして、その主な施設を申し上げますと、市民会館に類する施設といたしまして、掛川市では生涯学習センターや美感ホール、大東町では文化会館「シオーネ」、大須賀町では中央公民館がございます。それぞれ舞台芸術が観賞できるステージ、ホールを有しております。

そのほかの社会教育施設といたしましては、54ページ、55ページになりますが、掛川市では地域での生涯学習運動の拠点施設といたしまして、地域生涯学習センターが小学校区を基本に市内20カ所に設置されております。スポーツ施設では、野球場、テニスコート等を有するいこいの広場を初め、各種スポーツ施設が設けられております。また、昨年10月にオープンしました総合体育館「さんりーな」、これは東遠地域1市7町の一部事務組合により整備された施設

でございます。バレーコート4面、固定席、指定席を有するメインアリーナを初め、武道場、弓道場、室内プールなどが整備されております。

大東町では、社会教育法に基づく公民館活動の拠点施設といたしまして北公民館が設置されております。また、公民館と同様の活動を行う施設として、農村環境改善センターが整備されております。スポーツ施設では、野球場やテニスコート、町民プール等を備えた総合運動場を初め、各種スポーツ施設が設けられております。

大須賀町では、中央公民館が社会教育法による公民館として位置づけされておりました、町民会館と併用した形で社会教育活動が行われております。スポーツ施設では、野球場、テニスコートを備えた町民運動場を初め、各種スポーツ施設が設けられております。

これらの社会教育施設につきましては、その設置目的や構造、規模等が多種多様でございます。個々の施設はそれぞれ独立し、地域特性に沿った運営がされております。

したがって、これら社会教育施設等の運営方法における調整方針といたしましては、当分の間現行のとおりとし、新市において地域の実情を踏まえた上で調整するものでございます。

最後に、23番、文化振興関係事業についてでございます。

56ページ、57ページになります。

文化振興事業につきましては、文化芸術活動の推進や各種行事の開催、施設の整備、歴史的財産の保護等、1市2町がそれぞれに有する歴史や文化、地域性を生かした活動に取り組んでおります。

また、市町の指定文化財につきましては、それぞれ独自の指定基準を設け、古くから伝わる貴重な郷土文化や文化遺産の伝承、保護に努めております。

現在、市町の指定文化財は、掛川市が31件、大東町が17件、大須賀町が20件となっております。

また、一般公開をしております主な施設は、掛川市では掛川城天守閣や掛川城御殿、二の丸美術館、二の丸茶室でございます。大東町では吉岡彌生記念館、大須賀町では民俗資料館でございます。

これら文化振興関係事業における調整方針といたしましては、(1)として、現在行われております文化振興事業及び文化財保護事業につきましては、合併時に統合又は再編するものでございます。

(2)としまして、現在ある指定文化財につきましては、現行のとおり新市の文化財として引き継ぐものでございます。また、新市の文化財指定基準につきましては、合併時に統一する

ものでございます。

(3)といたしまして、文化芸術施設の会館時間、休館日といった運営方法につきましては、それぞれ施設の特性により独自の運営がされておりますので、現行のとおりとするものでございます。

以上、協議第25号 その他各種事務事業(その2)の取扱いについて説明させていただきました。

榛村純一会長 はい、ご苦労さまでした。

非常に広範な調整事項について、一瀉千里でご説明したので、おわかりにくいことが多かったと思いますが、特にただいまの説明に対してご質問ございますか。

石山委員。

石山信博委員 掛川の石山です。

社会教育関係事業なんですけれども、成人式について、新市において統一的にと、統一するんじゃないかと、統一的に開催するという、これはどういう意味があるのか。

成人式については、ご案内のとおり、小さな組織でやっているときには、割合静粛ないい成人式になっているわけなんですけれども、組織が大きくなると、どうもいろいろ問題がある。全国的にもいろんな問題があるわけなんですけれども、掛川においても余り行儀のいい状況ではないということをお考えますと、新市において統一してやるとなると、これまたなかなか難しい問題だということに思いますので、できれば今の単位でやる方がいいんじゃないかなということに思いますけれども、これについてはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

松井事務局長 ただいまの統一的という文言、これは、事務局も非常に苦慮した部分でございます。といいますのも、先ほど申し上げたとおり、新市になりますと新成人の対象が、毎年1,500ずつの方が新成人として誕生するわけでございますが、それを一堂に会して開催できる会場が現在ちょっとまだ見当たらないということがございまして、もしかしたら会場は別々になるかもしれないと。ここで統一して開催するという表現になりますと、会場もすべて1カ所にして開催するというようなことになりかねないということもございまして、ただ、ここで統一的といった表現は、運営方法とか、あるいは開催の日、中身、内容等、運営方法、そういったものについては統一的に開催をしていくということの意味でございます。

その具体的な方法、検討につきましては、新市になってから検討していくということでございます。

榛村純一会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございますか。

はい、菅沼委員。

菅沼信夫委員 行政センターの菅沼です。

調整方針の表現の仕方についてちょっとお尋ねしますが、例えば8ページの14番、廃棄物の関係で、当分の間現行のとおりとする、そこでとめてあるものと、9ページの22番の社会教育(4)番、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する、若干この方向性を示しているんですけども、この辺の違いは何かあるんでしょうか。

松井事務局長 ただいまのご質問でございますが、廃棄物関係につきましては、処理施設、これは現行の施設を当分の間使っていくわけでございます。そういったことで、それぞれ耐用年数等がございますが、当分の間と言ったのは、現状の施設の稼働状況、そういったことを踏まえて、当分の間現行のとおり取り扱いということで考えております。

それから、社会教育の方の当分の間現行のとおりとし、新市において調整するというところでございますが、ここでは、特に掛川市の地域生涯学習センター方式による地域活動の推進と、それから大東町、大須賀町でやられています公民館活動としての施設、大きくそのやり方、推進の方法が異なっております。これを合併時に、じゃあ1つに統一してやれるかという、なかなか大きな課題がございます。

そういったことで、この社会教育施設を使ったそういう活動とか運営につきましては、現状のまま、当分の間、新市においても引き続いてやっていただいて、新市においてその辺をどう統一的に調整を図るか、やはり新市になったときに、市民に対するいろんなサービスを受ける施設が地区によって異なるというのは非常にまずいところがございますので、その辺につきましては新市になってから調整をしていきたいという考え方でございます。

菅沼信夫委員 ごみについても、やっぱり調整するんですよね。その処理方法あるいはごみ袋等細かい話ですけども。

松井事務局長 ただいま、現状の施設をそのまま合併時は移行するということの説明を申し上げます。

ということは、新市になりますと2つの処理施設、清掃センターでいえば2つの施設がそのまま稼働していくことになりますが、新市において、あと新市全体としてどうしていくかということにつきましては、現在掛川市は一部事務組合で菊川、小笠町との施設を建設しているところがあります。その辺の状況もございまして、今どうこうという協議ができませんので、新市になってから、その辺の動向とか、あるいは大東、大須賀にあります環境保全センター、そ



の辺の稼働の状況等も合わせて検討していくということでございます。

ちょっと苦しい言い方でございますが。

菅沼信夫委員 はい、わかりました。

榛村純一会長 ほかにございますか。

水野委員。

水野淳子委員 大東の水野です。

学校教育関係事業です。

5番の学校給食事業については、当分の間現行のとおりとする。ただし、給食費については合併時に統一するとなっておりますが、大東の場合の米飯給食の持参というものがなくなるということでしょうか。

松井事務局長 学校給食につきましては、それぞれ地域の特色とか食材を生かして調理されておりますので、あるいは調理場もそれぞれ別個にありますので、これにつきましてはそのまま引き続いていくわけでございますが、給食費だけにつきましては、やっぱり同じ市民あるいは保護者の中で、市内の中で違ってはまずいだろうということがございまして、給食費につきましては、単価は統一するわけなんです、そのときに米飯給食をやっているところとやってないところ、当然違いますので、それはその分の単価を差し引いた形で統一していきたいということでございます。

榛村純一会長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、大変広範な問題ですので、また次の会で出たときに忘れてしまうくらいたくさん問題ですが、特に商工関係とか農林関係とか建設関係とか、まちづくりの一番所得に関係する部分がかかなり今度入ってまいりますので、その観点でいろいろご研究をいただいて、途中でも確かめるべきことや課題がありましたら、そのときだけでなく、中間でもご指摘やご質問をお願いしておきたいと思っております。

それでは、時間も過ぎましたので、この辺で提案を打ち切らせていただいて、協議第25号につきましては、次回の第11回協議会でご協議いただきますので、その折にご検討の結果をお願いしたいと思います。

次回の会議であります、3月16日、午後2時から、この会場で開催しますので、よろしくお願い申し上げます。3月16日、第11回であります。

このときの調整事項は、所得に関係した、あるいは教育に関係した重要なことが、今までも

重要なことばかりですが、今度は非常に幅が広いので、ご研究を十分してお集まりいただきたいと思います。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。皆様方には長時間にわたりましてご熱心にご協議を賜りましてありがとうございました。

これで、第10回の掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後5時25分